

平成24年度 法務省行政事業レビュー公開プロセス

第1 日 時 平成24年6月15日（金） 自 午後1時30分
至 午後4時45分

第2 場 所 法務省会議室

第3 議 題 1 オンライン登記申請システムの維持管理
2 犯罪予防活動の促進
3 矯正収容施設の整備充実

第4 議 事 (次のとおり)

議

事

会計課長 それでは、時間が参りましたので、これより法務省行政事業レビューの公開プロセスを開催いたします。

初めに、法務省予算監視・効率化チームのリーダーである谷法務副大臣の挨拶がございます。

官房長 本日はお忙しいところを申し訳ありません。谷副大臣は国会用務のため、大変恐縮ですが、参加することができませんので、私、副大臣から挨拶文を預かっておりますので、代読をさせていただきます。

本日、法務省行政事業レビューの公開プロセスを実施するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。評価者の皆様方におかれましては御多忙のところ、御出席いただき、誠にありがとうございます。

行政事業レビューは、各府省自らが予算の支出先等の実態を把握し、これを国民の皆様にも明らかにした上で、事業の内容や効果の点検を行い、その結果を今後の事業執行や予算要求に反映させる取り組みであります。本日、行う公開プロセスは、レビューの内容を公開の場で外部の有識者の方を交えて検証するものであり、大変貴重な機会であると考えております。

行政改革が社会保障と税の一体改革と合わせて、車の両輪として強力に進めていかなければならない政府の重要課題となっている中、これまで以上にレビューの取り組みを強化することが求められており、今回、レビューの対象として取り上げる三つの事業につきましては、この機会にそれぞれの事業のあり方や予算の執行に関して、評価者の皆様方の率直な御意見、御提言をいただき、事業の見直しや今後の予算要求にしっかりと反映させるよう、努力してまいりたいと考えておりますので、本日はこの公開プロセスにおいて活発な御議論をいただき、多くの有益な御指摘を頂戴できることを期待しております。

本日はどうかよろしくお願い申し上げます。

以上、代読でございました。失礼します。

会計課長 それでは、本日、御審議をお願いいたします外部有識者の方々を御紹介させていただきます。

評価者を務めていただきます、公認会計士・早稲田大学大学院教授の伊藤大義さんでございます。

伊藤評価者 よろしく申し上げます。

会計課長 慶應義塾大学大学院教授の太田康広さんでございます。

太田評価者 太田でございます。よろしく申し上げます。

会計課長 立教大学教授の角紀代恵さんでございます。

角評価者 角でございます。よろしく申し上げます。

会計課長 産業技術大学院大学教授の瀬戸洋一さんでございます。

瀬戸評価者 瀬戸でございます。よろしく申し上げます。

会計課長 株式会社日本総合研究所理事長の高橋進さんでございます。

高橋評価者 高橋です。

会計課長 株式会社セブン&アイ・ホールディングス法務部グループ法務シニアオフィサーの

中村美華さんでございます。

中村評価者 中村でございます。よろしく申し上げます。

会計課長 最後に、コーディネーターを務めていただきます、内閣府行政刷新会議事務局参事官の小村雄大さんでございます。

小村コーディネーター 小村でございます。よろしくお願いいいたします。

会計課長 それでは、審議に入る前に審議の流れにつきまして簡単に御説明いたします。まず、初めに事業の概要等について担当部局から説明があります。次に、私、官房会計課長から論点等について御説明いたします。その後、約40分程度、御審議いただいた上で、各評価者からコメントシートに御記入いただき、その集計結果をコーディネーターから発表していただきます。それを受けて、最後に官房長において取りまとめ結果を発表することとしております。

以上でございます。

小村コーディネーター それでは、早速、予定しております議題の中身に入っていきたいと思っております。きょうは三つの事業を予定しております。お手元の冊子の資料でいきますと、4ページ目に公開プロセス日程表というのがございまして、これらの事業をこの時間帯でやっていきたいということになります。あと、今、会計課長から御紹介のあった全体の流れも1ページ等につけております。やりとりの中ではなるべく専門的な言葉は平易な言葉に置きかえていただいて、お答えをいただければと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、議題1の「オンライン登記申請システムの維持管理」、資料では5ページになりますが、これについて審議をいたします。民事局から御説明をよろしく申し上げます。

民事局 民事局の総務課長の小出でございます。本日はよろしくお願いいいたします。

それでは、法務省民事局で所管しておりますオンライン登記申請システムの維持管理の概要について、私の方から説明させていただきます。

配布資料でございますけれども、5ページ目以降でございます。5ページ目から9ページ目までがレビューシート、10ページ目から12ページ目までが資料1、2、3ということで、それぞれ1枚紙、それから、13ページ目、これが最後でございます論点等整理シートという、以上、大きく分けて三つの資料に基づいて説明させていただきたいと思っております。

まず、初めに資料1の「オンライン登記申請システムの概要」という10ページ目を御覧いただきたいと思っております。オンライン登記申請システムは、登記関係手続をオンラインにより申請することを可能とするためのシステムでございまして、この資料1でいきますと、上の方の登記・供託オンライン申請システムと登記ゲートウェイシステムという記載がございます。この二つがこれに該当するものでございます。これらのシステムは、各種登記の事務処理管理を行うための個別の業務システムであります少し下の方に記載がありますが、登記情報システム、地図情報システム、債権譲渡登記システム、動産譲渡登記システム、成年後見登記システム等のほか、右の方に記載がございます登録免許税や登記手数料の電子納付を可能とするための財務省所管の歳入金電子納付システム、電子書名の検証を可能とするための政府認証基盤と連携して運用しているシステムでございまして。

それでは、レビューシートに移りまして1枚目を御覧いただきまして、1枚目の下段にございます成果目標及び成果実績、活動指標及び活動実績について説明させていただきたいと

思います。登記関係手続につきましては、利用者の利便性向上等の観点から、これまでもIT戦略本部の決定を踏まえて、オンラインの利用促進を図ってきたところでございまして、最近では昨年8月にIT戦略本部において決定された新たなオンライン利用に関する計画に基づいて、さらにその促進に努めているところでございます。この新たなオンライン利用の計画におきまして、登記に係る五手続が重点手続として指定されておりますことから、法務省といたしましては成果指標及び活動指標に記載しております当該五手続につきまして、平成25年度末までにオンラインの利用率を71%にするという目標を掲げているところでございます。近年、利用件数、利用率とも増加している傾向にございます。

なお、成果目標・活動指標のところに記載してあります登記手続の名称でございまして、ここでいう甲号、乙号という言葉につきまして、甲号といいますのは、登記の申請内容を関連諸法令に照らして審査し、登記簿に記録していくという、そういう事務を指しております、乙号というのは、記録された内容を登記事項証明書等の形で公開していく事務を指す概念でございます。

利用率の目標につきましては、21年度、22年度、23年度、それぞれ括弧書きにありますとおり、42%、48%、56%と設定しておりましたところ、実績といたしましては、その上に記載がございましたように、それぞれ54%、61%、67%でございまして、目標値を達成しているということでございます。

続きまして、レビューシートの2枚目、6ページの点検結果の欄に記載している自己点検における見直しの余地について説明いたします。最後の論点等整理シートにも同様の記載がございまして、第1点目は、登記の種別によってオンラインの申請の利用状況に差異が見受けられることから、利用が低調な手続につきましては費用対効果の観点から、オンライン利用のあり方についての検討が必要ではないかという点でございまして、それから、第2点目は、会社の設立を行う場合、商業登記法27条において既存の会社と本店の所在地が同一であって、同一の商号の会社を新設することはできないとされておりますことから、国民に対して会社の商号調査に必要となる情報を提供するため、登記所の窓口で商号調査端末を設置していますところ、このような情報の公開については他の代替策を講じることなどにより、国民の利便性を高めるとともに、予算の縮減を図ることができないかという点でございまして、

それでは、第1点目について御説明させていただきます。資料2の「オンラインの利用状況について」と題するペーパーを御覧いただきたいと思っております。先ほどレビューシートの成果目標、成果実績について御説明いたしましたとおり、登記関係重点五手続のように利用率の高いものがある一方で、一番下のところを御覧いただきたいと思っておりますが、債権譲渡登記の甲号、動産譲渡登記の甲号、成年後見登記手続の甲号といったように利用率が低い手続もございまして、

こういった利用率が低い手続につきましても、私どもといたしましてはこれまで利用促進策を講じてきたところではございますが、依然として利用率は低い状況が続いております。こういった現状の利用率を踏まえて、費用対効果の観点から仮にこれらの三手続につきまして、オンライン申請の運用を停止することとした場合の試算を行いましたところ、予算的には平成25年度以降の保守運用経費について、数千万円程度の削減効果が見込まれるのではないかと考えているところでございます。

他方、利用件数、利用率は低いものの、これらの動産譲渡、債権譲渡、それから、成年後

見に係る登記につきましては、全国1か所、東京法務局でのみ取り扱っておりますので、オンラインによる登記申請手続を停止することは、利用者の利便性を損なうことになるのではないかと考えております。中でも動産譲渡登記につきましては、平成22年度の閣議決定であります新成長戦略に記載されておまして、利便性等を向上させて、動産譲渡登記の利用を図る観点からは、オンラインによる登記申請手続は継続させる必要があるのではないかと考えているところでございます。これらの点を踏まえまして、また、御意見を賜りたいと存じます。

続いて、2点目についてでございます。資料3を御覧いただきたいと思っております。

小村コーディネーター 大体時間になっているので、コンパクトに御説明をお願いします。

民事局 わかりました。

資料3は商号調査端末の代替方法ということでございます。先ほども申しましたように会社の設立登記をする際に、あらかじめ同一商号、所在場所に同一会社が存在しないかどうかというのを確認する必要がありますが、そのために現在、登記所の窓口には446台の商号調査端末を設置いたしております。しかしながら、先ほども申し上げましたように、こういった商号調査のための情報の提供につきましては、インターネットなどを利用した方法を講じた方が、行政サービスの向上が図られるのではないかと考えているところでございます。

利用状況、利用実態を調査いたしましたところ、この表に書いてあるとおりでございまして、商業登記に関する甲号事務を行っております商業登記所、登記所数にして22%の登記所に、設置台数にして130台、29%の端末が設置してありますけれども、トータルの利用件数60万件のうち、45万件、75%の利用がそこに集中しております。このような商号調査端末の利用実態を踏まえますと、商業登記所以外に設置した商号調査端末316台分については、廃止することが可能ではないかと考えております。これに伴いまして、予算的にはインターネット等による商号調査、照合情報の提供ということで、システム開発のための一時的な経費がかかりますけれども、26年度以降は数千万円程度の削減効果が見込められるのではないかと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

小村コーディネーター ありがとうございます。

引き続き、論点につきまして会計課長より御説明願います。

会計課長 今、御説明の中でも触れられましたけれども、一つはオンライン申請の利用が低調な登記手続につきましては、費用対効果の観点からオンライン利用の在り方について検討する必要があるのではないかと、それから、二つ目といたしましては、法律の規定によって必要な商号の調査、そのために登記所の窓口には設置されている商号調査端末、この在り方について情報提供を他の代替策を講じることなどによって、予算の縮減を図ることができないかどうかという点が論点ということでございます。

小村コーディネーター ありがとうございます。

そうしましたら、この事業を今から議論していただきます。大体、最初なので目安を言っておきますと、14時15分ぐらいにシートを書き上げていただくとありがたいというのが大体の時間配分です。そうしましたら、議論は最初に事実確認とかがあれば、そういったものから始めて、この事業の中身をまずわかることからやっていきたいと思っております。

なたか、太田さん。

太田評価者 まず、目標値の算定根拠を伺いたいんですけども、何ゆえ、71%を目標にされているんでしょうか。

民事局 それでは、お答えいたします。71%は当初、平成18年1月19日にIT戦略本部の方から、IT新改革戦略というものが示されておりまして、この時点で平成22年度までにオンライン利用率は50%だということが示されておりました。その後、政府全体でオンライン利用の促進が低調だったということから、20年6月11日にIT政策ロードマップというものが示されまして、ここで新たな目標設定がされまして、その後、20年9月12日にIT戦略本部の方から、オンライン利用拡大計画というものが示されまして……。

小村コーディネーター 端的に71というものが一体、どういう数字なのかということ、経過をずっと長く説明していると時間ばかりとられるので、そこを御説明ください。

民事局 失礼いたしました。その中で71%というものが示されたということです。この71%というのは、50%と示されたその後のオンライン利用の伸び率等を考慮して、71というふうに示されたものであります。それを今後、新たなオンライン利用計画の中に引き継いだというものでございます。

小村コーディネーター では、少し聞きますけれども、25年度に71ですけれども、100になる年度というのは決まっているんですか。

民事局 それは今は決まっていませんというか、示されておられません。

小村コーディネーター 示されていないんですね。

太田評価者 オンラインを利用することによって、既存の方は当然、縮小していくと思うんですが、こちらの方は現状までどれぐらいの削減効果が出ているんですか。

民事局 人的、物的とかという、そういう観点でございませうでしょうか。

民事局 平成18年に閣議決定されました定員の合理化計画におきまして、オンライン申請率を高めることによって職員の数を削減するという目標が設定されまして、そこでの試算によりますと、オンライン利用率50%を達成することによって、甲号事務で350人、乙号事務で422人の職員を削減するというようにされております。実績ですけれども、こういったオンライン利用の利用率が上昇しているということもございませうけれども、そのほか、事務の見直しあるいは乙号事務の包括的民間委託等のいろんな定員の削減策を講じることによりまして、平成19年度以降、定員削減を図っておりまして、平成19年から平成24年度までの定員削減数は合計2,225人ということでございます。

太田評価者 何%ぐらいですか。

民事局 20%強ぐらいでございます。オンラインも含めた定員合理化計画で、これまで6,7年で20%ぐらい定員を減じていますということでございます。

太田評価者 とすると、オンライン化が進んでも余り人員の方が、人だけがコストではないかと思いますが、余り進んでいないというのは、何か固定部分が非常に大きいということですか。

民事局 これだけ減らされているというのは、登記所の実情からいうと非常に苦しい、もういっぱいいっぱいという印象がございませうけれども、登記事務は先ほど御説明いたしましたように、甲号の部分と乙号の部分がございます。甲号の審査事務といいますのは、受付、調査、それから、記入、校合という形で各過程を経るわけでございませうけれども、登記にはいろん

な類型のもの、また、いろんな複雑な事案が生じます。その事件内容に照らして、関係法令に照らして、これが許される登記であるかどうかということ審査していく、その業務というのはオンラインによるかどうかということは一応切り離した法的判断、作用に準ずるものがございますので、その点につきましては、なかなか、人員削減の効果は出てこないという部分はございます。

小村コーディネーター 確認しますけれども、2,225人は法務省全体での数字を掲げていらっしゃる。

民事局 法務局です。

小村コーディネーター 法務局全体の数字。

民事局 法務局全体では……。

小村コーディネーター この数字は、だから、システムそのものに従事していらっしゃる方の削減数を言っているのか、その数字ではないのかというところを端的に答えていただけますか。イエス、ノーだけでいいんですけども。

民事局 失礼しました。資料がございましたので、法務局全体の職員数でございますけれども、平成18年現在では1万1,401名でございます。平成24年度は9,393人ということで、この間、2,000人強の職員が減っております。オンラインの関係で申しますと、合計でそのうちの772が削減されています。

小村コーディネーター 772が削減。もともと、当該システムに係る事務に関する従事者数は幾つだったんですか。

民事局 登記従事職員は……。

小村コーディネーター オンラインの対象業務としての、置きかわった部分に対応した職員数じゃないと772の母数にならないので、そこは把握されていますか。

民事局 登記従事職員は18年時点で約9,000人おります。1万1,401名という法務局全体の職員の中で登記従事職員は約9,000人です。その事務処理の過程の中でオンライン事務をすることによって、甲号または乙号で時間を短縮できる部分があり、その短縮できる部分を職員の削減にこれまで充ててきました。

太田評価者 それが772人。

民事局 そうでございます。

民事局 オンライン利用率50%を達成することによって、772というのは計画でございますけれども、御覧のとおり、特に甲号についてはまだ50%に至っていないということでございまして、これまでの実績といたしましては、オンライン申請の甲号について216人、オンライン申請の乙号部分について489人、合計705人というのが今、現時点での実績値でございます。

太田評価者 それを伺いますと、乙号の方が人数を削減できるよううかがわれるんですけども、乙号の方は実際、実績値は予定を上回っているものが多いという理解でよろしいですか。甲号の方は予定をはるかに下回っているものが幾つかあると。

民事局 乙号で予定されている削減計画というのは既に実行済みです。

太田評価者 実行済み、とすると、甲号の方が減らせないのでなかなか減らないと。

民事局 現状はそういうことでございます。

太田評価者 しかし、9,000人といった場合に、全然、予定が50%もオンラインに変わ

っても、ほとんどは減らないわけですよ、8,000人。すると、固定費の部分が圧倒的に多いというふうに見えるわけですけども、固定の方は甲号の審査事務をされていないとしたら、何をされているんですか。つまり、9,000人中8,000人はそもそも減らせない数字なわけですよ。これは直接登記に関わっていらっしゃるということで、バックヤードの仕事をされている方はここに入っていないんですよ。1万1,000人のうち9,000人が直接登記に関わっていらっしゃる。登記に関わっていらっしゃるうちに、半分もオンラインになったとしても1,000人も減らせないということですよ。とすると、これはほとんど固定費だという話なんですけれども、固定費をされている方は何をされているんですか、審査をされていないとしたら。

民事局 繰り返しになりますけれども、審査をされている方が相当多い割合でございます。

太田評価者 審査が、要するに甲号が8割、9割を占めていて、通常の発行事務といいますか、乙号の仕事というのはほとんどコストはかかかっていなかったと、従前から。

民事局 割合としては非常に少ないですね。もともと、審査は大体、非常に困難なものとか、いろいろとございますので、一概に1件当たり幾らというのはなかなか出せないんですけども、1時間ぐらいかかる、一方、乙号事務の場合は1件出すのに1分弱ぐらいでできますので、おのずから乙号事務の方が件数としては多いんですけども、いわゆる登記所の業務量として見た場合には、どうしても申請書を審査するという時間に、これは人でやらなければいけない部分ですので、業務としては時間がかかっているというのが実情です。

小村コーディネーター では、高橋さん。

高橋評価者 今のことに関連してですが、対利用者のそののところでは人は減るんでしょうけれども、オンライン化することで、当然、事務全体の効率化というものが進むと思うんですけども、そういう意味では、そこは具体的にどのくらい減るとか、どういうふうになれば減らせるとか、そういう御検討はされていないということなんですか。

民事局 まさにオンライン化によって人を減らせるというのは、事務が効率的になるから減らせるということでございまして、だから……。

高橋評価者 そうですね。それは対利用者のその側面だけではなくてバックヤードというか、後方事務も含めて効率化されなければ、ある意味では意味がないというか、社会の常識としては窓口でそこでオンライン化するということは、今後は甲号事務にまで、その効果がいろんな面で及んでくるはずなんですけれども、だから、そのところについて具体的なベンチマークなり、対策はないんでしょうか。

民事局 繰り返しになりますけれども、先ほど私どもの総務課長から申しましたように、審査事務は受付、調査、記入、校合という事務処理がございまして、その事務処理の中でオンラインを行うことによって、どの部分が縮小されているかというので、やはり、非常に効果の高い受付の部分はオンラインで物件情報とか、そういうのが来ますので、相当、省略されているのは事実です。それを個別に検討した上で……。

太田評価者 ということは、それは受益者負担の観点から言うと、今後、乙号の手数料はドラスティックに減少できるということですか。今、伺った限り、費用構造としては乙号はほとんどコストはかかかっていない、しかも、オンラインになっているわけですから、ほぼ、人もかからず、オンラインの償却費程度あるいはメンテナンス程度ということで、今の甲号、乙号の手数料の比率を考えたときに、場合によっては人手がかかるのであれば甲号を非常に高

めて、乙号の方をドラスティックに減らすという議論になると思うんですね、受益者負担の考え方を徹底的に進めれば。そういう御予定はあるんですか。

民事局 23年4月1日から、登記手数料でオンラインに関わるものを1通当たり700円から570円に引き下げをしております。登記手数料の算定の仕方は、登記事項証明書の交付の事務のために要する諸経費を、その諸経費を算定する期間内における推定される登記事項証明書の申請件数で割った、1件当たりの実費ということで計算させていただいておりますけれども、その経費の部分に相当するものについて、平成22年に登記情報システム自体が非常に新しい安価なものに切り替わったということ、それから、地図情報の電子化が進みまして、その点でも経費が削減されたということで引き下げが可能になったということでございます。

太田評価者 その経費と手数料の関係が、甲号のコストと乙号のコストを分けて計算されているのか、一緒にされているのかという点に関心なんです。

民事局 そこは乙号の方で計算しています。甲号の方は、あくまで先ほどから申しましたように審査事務でございますので、権利の登記であれば事実関係を調査し、表示登記であれば実際に現地に行って、現場を見てみるというような職員の作業内容になりますので、オンライン化したことによる削減効果は、審査の段階では受付、記入ぐらいでは多少出ますけれども、それ以外の調査とか校合といった点については出ないということでございまして、そういったオンラインとか、コンピュータ化によるメリット、具体的には登記事項証明書を請求したときに、非常にきれいなものがすぐ出てくるということでの受益を受けているのは、登記事項証明書の交付を受ける利用者であるということで、乙号の方で負担しているという算定の方法です。

太田評価者 乙号の方で負担しているのは何をですか。

民事局 登記事項証明書の交付手数料に反映させて、それで経費を賄っています。

太田評価者 オンライン化することで、700円が570円になった程度なんですか、経費の削減率は。

民事局 経費の関係ですと、証明書の交付等については、登記手数料令というので決まっているわけですが、従来というか、平成10年から19年ごろは登記事項証明書の交付手数料は1,000円だったわけでございます。オンラインが推進されることによりまして、平成19年から窓口で交付を受ける場合と、オンラインで交付を受ける場合と手数料を二つに分けて、片や1,000円、片や700円ということに分けました。それは受益と負担の関係を考えれば、その方が合理的だろうと、オンラインの方がお金がかかっていないから、手間もかかっていないからという観点で、1,000円、700円に分けております。また、さらに23年4月からは1,000円の方は700円に、また、700円の方は570円というふうに、オンラインの方もさらに引き下げをしております。

角評価者 今の手数料に関してですけれども、その昔は手数料はもっと窓口の交付であっても安かった、謄本、抄本の交付手数料は安かったはずなのが、いわゆる登記のコンピュータ化をすることで特別会計をつくる、それで手数料で特会をつくって、コンピュータ化を進めるためということで、どんと1,000円とかに上げたわけですから、本来であるならば、少なくとも乙号事務につきましてはかなりコンピュータ化が進んで、コストが低くなっているとすると、特会ができる前の料金よりも安くなってもしかるべきだと思うんですけれども、

ども、それがまだまだ下がらない、そこまで下がっていないのはなぜなのでしょう。

民事局 それは経費がかかっているということでございます。コンピュータ化される前の登記情報の公開事務というのは、簿冊に入っている紙ベースで出しておりましたので、非常に見にくいし、物件を特定するのにまた時間がかかるということで、件数が多くなってきて登記事項証明書を取りに来たお客さんを非常に待たせるという、そういった状態が続いておりました。その結果、登記事務のコンピュータ化を図り、改善を進めてきたわけでもございまして、現在、登記事項証明書の交付というのは非常に速やかに早く行えますし、出てくるのも非常にきれいで見やすいということで、コンピュータ化前に利用されるものと、今、受け取るものというのは、内容においても時間においても全く異なるものでございまして……。

小村コーディネーター 品質が上がったから、従来よりも高い額でいいんだという御説明になるということなんですね。

民事局 結果的に……。

小村コーディネーター そういうことだと、そういうお考えで手数料も算出されてきたということですか。

民事局 手数料は今後も下げる努力はしていきたいと思っておりますけれども、先ほど申しましたようにシステムの切り替えとか、地図の電子化というような、そういう引き下げ要因がない状況ですと、なかなか登記事項証明書の交付請求件数自体が減少傾向にございますので、それで割っておりますので、なかなか下げるのは難しいという状況にもございます。

小村コーディネーター 何となく釈然としませんね。高橋さん、どうぞ。

高橋評価者 目標のお話に戻りますが、71%、これが25年度の目標ですが、例えば26年度だとどういうふうに目標を今度は設定するのか、そのベンチマークというか、何を基準にして目標を次の年をつくるのかということと、もう一つは今、現時点で68%弱ですが、これは甲号と乙号とに分かれるわけですが、甲号の方が特に低いわけですが、ここを甲号と乙号とに分けて目標管理をしているのか、それから、もしされているのであれば、甲号を押し上げるためにどういう手だてをとられているのか、その辺をお聞かせいただけますか。

民事局 お答えいたします。まず、25年度以降の目標値については、当面、今はまだ定まっておきませんので、今後、それは検討していくことになろうと思っております。

高橋評価者 有り体に申し上げて、毎年、どういう基準でつくっているんですか。

民事局 現在の71%は先ほど申し上げましたように、従来のオンライン行動拡大計画というものが71%だったものを引き継いで設定してやるということでございますので、その考え方は平成20年の考えから変わっていない。

高橋評価者 71%のその上の目標はないということですか。

民事局 現時点ではまだ定まっていないというだけのことでありまして、決して上げないという趣旨ではないということでございます。

小村コーディネーター 逆に先ほどからあった、71%になったらどういうふうなものに節減するとか、何人減らすと、先ほど18年からの計画で50%にいったらこうですという話がありましたけれども、71%に対応する、あるいは50%を超えた以降の節減計画というのはお持ちなのでしょう。人員削減計画というのはお持ちですか。

民事局 国家公務員を取り巻く情勢、これは法務局に限ったことじゃないんですけれども、定員の削減というのはきっと今後もまた続くであろうと考えておりますので、その定員削減計

画の中でコンピュータ化、いわゆるオンラインの推進も踏まえた形で……。

小村コーディネーター ですから、50%から70%に上がったら、5%、ポイントが上がったら何人ぐらい減らしていこうというお考えはお持ちだということでもいいんですか。

民事局 それに対応した形で人を削減していくという考え……。

高橋評価者 そもそも論として、総論で公務員の数減らすという話と、この話と全く違うと思うんですね。やっぱり費用対効果を考えたときに、このオンライン率が上がっていくのにつれて、あるいはそれと一方で人件費なり、物件費をどう減らしていくという、その目標設定は当然、個別になくてはいけないと思うんですけれども、総論として公務員の数減らすとか、人件費を減らすという話と全く違うと思うんですけれども。

民事局 オンラインと申しまして御承知かもしれませんが、いわゆる完全にオンラインではなくて、オンラインの利用率を上げるために登記の添付情報については別送方式といひまして、書面でそのまま持参あるいは郵送することを認めております。そうしますと、やはり全部の情報がオンラインで登記所に送ってくるということに比べると、削減効果というのは減殺される部分がございます……。

高橋評価者 それはもちろん分かります。減殺されたとしてもオンライン利用率が上がっていけば、当然、それなりの削減効果は出てくるわけですね、減殺されているとしても。そこがないというのはおかしいですよ、そもそも。それから、すみません、もとに戻りますが、上げていくための手段といいますか、手だて、具体的に甲号を上げていくための、要するに全体としての目標じゃなくて、甲号が低いわけだから甲号を上げるための具体的な手段というのは、とっていらっしゃるんでしょうか。

民事局 これまでとってきた方策といたしましては、まず、オンラインを利用していただくためのインセンティブということで、登録免許税の減免措置をお願いして、それが実現しております。ただ、登録免許税の減免措置は本年度が最後でございます、上限も3,000円というふうに決められておりますので、こういった措置を引き続きとれるかどうかというのは、今後、検討していきたいと考えています。

小村コーディネーター 皆さんの仕事の中で上げていくために、皆さんの固定費とか、皆さんの給料とか、皆さんの頭で考えることでやっていくものというのは逆じゃないんですかね。減免というのは決めればお金でそうさせるだけの話なので、そこはどうですか。

民事局 ですから、先ほど申しましたように利用者がよりオンライン申請手続を利用しやすくするために、別送方式というのを認めておひまして、本来であれば完全なオンライン、理想的には例えば登記申請に……。

小村コーディネーター だから、その範囲を拡大するとかならわかるんだけど、その制度を従来から認めていますよという話と、ここからさらに上げていくために、何を新たに手として打ちますかという話は全然違いますよね。

民事局 そうですね。ですから、例えば不動産登記でいひますと、市町村から囑託の登記について、これをオンラインでやってもらえるように、個別に各法務局の方で市町村に働きかけたりとか、そもそもオンライン利用促進のためのいろんな広報とか、そういったことはやっております。

小村コーディネーター 少し、そうしましたら論点を切りかえます。資料の11ページのところにオンラインの種別ごとの利用状況、オンライン利用率なんかが出ています。低いシステ

ムについてどう考えるかという議論を少ししたいと思います。どなたかいらっしゃいますか。
では、伊藤さん、どうぞ。

伊藤評価者 結果的に利用が低調な部分の提供を中止するというのは、しょうがないのかなと思うんですけども、それに対して二つ気になるのは、特に11ページの下の三つが1%に
いっていないという、これだけ大きな結果になってしまったという理由をよく分析されて、
今後、再度、こういうことのないように御注意される必要があるんじゃないかと思います。
もう一つはよく聞き取れなかったんですが、動産譲渡については、政府の話ではこれは継続
するというような何かお言葉があったような気がするんですが、私からすると、これこそ動
産譲渡の件数というのは全部で3年で1万件なんですけど、実際にオンラインで利用というの
は3件しかないという、1万件のうちの3件しかないのをなぜ継続するのかというのがよく
分からないんですが、その理由はどういう理由なんでしょうか。

民事局 では、私の方から。まず、最初に言われましたオンライン申請が余り進んでいない理
由ということですが、この手続については、譲渡人、譲受人、いずれについても電子署名を
していただくという必要がございます。債権譲渡、動産譲渡登記を利用される譲渡人という
のは中小企業が多々ございますので、中小企業の方で電子証明書の取得が余り進んでいない
というのが一つの原因でしょうし、また、譲受人というのは金融機関になるわけですが、金
融機関の方で電子証明書を取得していても、なかなか内部的な事情で利用が促進されてい
ないというように聞いております。

それから、新成長戦略については、動産の譲渡登記そのものをどういうふうに活性化して
いくかということをお問われているものでございまして、オンラインの申請に限って、これ
を続けるべきというよりは、もっと大きな視点で動産譲渡登記というのをより利用しやすいよ
うにするためにはどうしたら良いかを今後、検証していくべきだという指摘を受けていると
いうことです。

高橋評価者 一応、分析はわかりましたが、これを引き上げるためにどういう手段をとられる
のか、それとも、そういう他律的な要因で引き上げられないのであれば、やめるという選択
だと思ってしまうんですが、そこはどうなんでしょうか。

民事局 この債権譲渡、動産譲渡につきましては民法の例えば債権譲渡通知とか、引き渡しと
いった対抗要件と競合関係に立っているということになります。ほかの不動産登記、商業登
記は別送方式というものを認めていまして、登記の順位を申請の段階で確保して後から書類
が全部そろったときに登記を完了させるという方式をとっているわけですが、債権譲渡登記
及び動産譲渡登記は民法上の対抗要件と競合関係になっているために、最初に順位をとって
しまって、後で資料をつけ加えるという方式をとれないために、別送方式をとってこなかっ
たこととなります。

ただ、債権譲渡、動産譲渡につきましては、多くのデータを電子的な方法でフロッピーデ
ィスク等に入れていただくというようなことで処理をしている登記でもございますので、も
ともと電子化にはなじみやすく、あとは電子署名のところだけをクリアすればオンラインの
利用が進んでいく可能性がりますので、登記の順位を確保するのを後で送られた段階で確
保するというようなことで、システム等を考え直すのであれば、先にデータを電子で送って
いただいて、別送で印鑑証明書等を送っていただいて、その段階で登記の順位を確保する
というような形のシステムを検討するのであれば、なお、オンラインを利用していくというこ

とも、可能になるのではないかと考えております。

民事局 成年後見登記の関係で一言、申し上げます。これも下の方のところで一番下に入っておりますように、利用率が低い状況でございますけれども、分析としては今も出ておりましたように、電子署名が普及していないこと、また、添付書類となる戸籍謄本の電子化がまだ進んでいないということ、それに登記件数のうちに相当数を占めております、裁判所あるいは公証人などからのオンラインの申請を受けるための環境が整備されていないということでございます。これまでもやっておりますけれども、制度の広報を図るとともに、そういった相当数を占める裁判所や公証人などに対するオンラインの環境整備の状況を見て、適宜、必要な措置を講ずるように努力していくしかないというふうには考えております。

小村コーディネーター 見通してみたいなものというのは持っておられるんですかね。今、極めてやっぱり低い数字ですよ。残して、そのまま何とかやっていますというのは分かるんですけれども、ずっと低調で頑張ります、頑張りますと言って、10年も20年も同じだったらどうするのという話は、皆さん、懸念として持たれているんだと思うんですけれども、例えばこういうことをクリアすれば、3年後にはこれぐらいの数字なんですという目標とかはお持ちですかね。

民事局 成年後見登記について、確かに利用率自体を見ますと少ないんですけれども、成年後見はこれからどんどん高齢化が進んでいきますので、それを見据えますと、件数自体を絶対値で見てくださいと、380、560、825ということで、相当な率では増えているということでございますので、しかも遠隔地にお住まいの方にとっては、オンラインによる申請はメリットがあるので、そういう意味では、それなりに増えていくのではないかと。

小村コーディネーター 絶対数で言えば、確かに元数がむちゃむちゃ小さいわけですから、倍々に増えていきますよというのはそうかもしれませんけれども、そこは数字の。

そのほかはございますか。

角評価者 債権譲渡登記と動産譲渡登記ですけれども、今、法務省の方から、なぜ、こういう利用率が低いのかという分析がありましたけれども、詳しいことは申し上げませんが、私が聞いているのは、今、電子署名をクリアしたところで、債権譲渡登記も動産譲渡登記もこの数字で私は低止まりし続けたいと思います。結局、ユーザーの声というのを本当にどこまで聞いていращやるのかというのが、どうも今のお話を聞いていると分からない。

机の上だけでのお話のように、全てが電子署名、認証ですから面倒くさいからというふうに投げていращいますけれども、決してそれだけではないはずですから、もっとユーザーサイドに立って、これは不動産登記も同じだと思いますけれども、どうやったらオンラインの利用率が上がるかということを、国民の利便ということの視点が非常に少なく、例えば政府が成長戦略で50%と言ったから、とにかく50%に上げましょうというようにしか聞こえないので、もっと使い勝手がいいというふうな視点が非常に欠けているような気がいたします。

小村コーディネーター そうしますと、シートをすみません、書きながらお願いします。書き終わりましたら出していただいてということで、太田さん。

太田評価者 コストのかなりの部分がオンラインに関して言うと、システムの構築と保守にかなりかかっていると思うんですが、オンラインにするという事業に限って言うと、それぞれの割合がわかれば教えてください。オンラインシステムの償却費と、減価償却というイメー

ジですかね、固定資産だと考えると。減価償却費と保守に関わる経費の比率。すぐ出てこなければいいです。簡単にすぐ出てくると思ったので伺っただけです。もし、そうだとすると、オンラインのシステム全体をつくるのに当たって、どのようにコスト引き下げのための工夫をされてきているんですか。

民事局 コスト引き下げですね。従前は法務省全体で汎用受付通知システムというのがありまして、これが平成23年2月に登記とか、法務局の業務に特化したオンライン申請システムを構築いたしました。そのときには入札で相当な開発経費を予定していたところ、予定価格よりも抑え込むことができたということで、幅広く仕様を公開して入札にかけるというようなことが、一番大きかったのではないかなというふうに考えております。

太田評価者 9ページを拝見しますと、支出上位10者リストで一番大きい額が13億6,000万円で、一者応札で落札率が98.2%と、これは御省の予定価格予測能力が極めて高いということですか。

民事局 これは役務であり、開発後の運用経費になります。

太田評価者 役務でも同じ議論が成り立つんですが。

民事局 それで、この一者で落札率が非常に高いという御指摘だろうと思えますけれども、入札に当たっては、政府のガイドラインに従って分離調達を進めてきたということになります。特に運用管理では一者応札が目立ってはいるんですけども、法務省としては応札条件に特別な困難な条件は示しておりませんし、調達に当たっても先ほど言いましたように広く仕様書等も公開しております。一者応札が多いという理由は推測にはなりますけれども、予測を下回る額の入札で現業者に勝てないとか、これは落札率が高いので、そんなことは言えないのかもしれませんが、あと、そのほか、経営判断で新規参入の投資リスクが大きいとか、このシステム自体は非常に複雑なものですから、参入リスクが高いという判断があるように考えられます。ただ、私どもも一者入札になっても、過去の実績を踏まえて適正な予定価格によって、不当に高くならないように努めてまいったところでございますし、今後もそのような努力はしてまいりたいというふうには考えております。

太田評価者 確率論でいって、これぐらいのところにずばっと決まるという確率は非常に低いものですから、非常に高い予測精度で支出額が予想できている、例えば前年度に同じ会社が同じぐらいの額でやっているの、それよりちょっと高目に予定価格を立てたとか、そういうレベルの特殊事情がない限り、98.2%というのは多分、実現しないだろうと思うんですよね。

民事局 落札率は結果論でありますので、私どもは詳しい事情は承知はしておりませんが、このような結果になったというのは承知しております。

太田評価者 たまたま業者が入れてくるのは98.2%のところ、100%の予定をしたと。たまたま、偶然にそうなったということですね。

民事局 私どもはそういうふうには考えております。

小村コーディネーター そうしましたら、シートの方をお書きいただきたいと思います。加えて、もし、お書きいただく際に出された方で追記が必要なら、もう一回、事務局の方へ合図いただきたいんですけども、先ほど御説明のあった資料3、「商号調査端末の設置の見直しについて」、これはある程度、向こうでこういう方向でやりますということをおっしゃっているわけですけども、ここにもし御意見とかがあれば、ここもお聞きいただければというふ

うに思います。高橋さん、どうぞ。

高橋評価者 インターネット方式を導入すると、これはいいことだと思うんですが、したがって、利用率の低い登記所の端末を廃止する。これはいい方向だと思うんですけども、一方で、商業登記所にある端末は残すわけですね。ただ、商業登記所に皆さんが登記に行かれたときには、当然、登記する段階でチェックされるわけですね。だから、オンラインでそこでチェックされるのであれば、端末がなくなっても申請する段階でわかりますよね。窓口でチェックするシステムさえつくっておけば、登記所にだって要らないんじゃないかと思うんですけども、あくまでもこれはべき論というか、机上の考えですけども、だから、現時点で効率化できますけれども、私は場合によってはさらなる効率化の余地があるのではないかと思うんですけども。

瀬戸評価者 関連するところでよろしいでしょうか。10ページのシステムの変遷というところにありまして、従来と平成23年2月からと書いてあるんですが、「システム構成を簡素／効率化」と書いてありますけれども、コストの削減みたいなのが5ページから見ると表れていないんですけども、当然、システムを新しくした場合、コストの削減みたいなのも当然、考慮されているはずだと思うんですが、その削減効果というのが見えていないんですが、その辺のところはどういうふうになっているのでしょうか。

小村コーディネーター では、今のお二人の順序でお答えください。

民事局 オンラインで見られるようになったときの運用状況を確認して、そこで圧倒的にほとんどの方が見ており、他方、商業登記所に残された端末で、見る件数が圧倒的に減ってきているということであれば、さらに縮減していくということも、今後の検討課題だというふうには思っております。オンライン申請そのものがまだ3割程度ということですので、なお窓口に来て申請前に確認をしてということも多くございまして、その結果、45万という数字も出ているところなので、そのようなニーズがオンラインによる確認という制度が入ったことによってどのくらい動いていくのかの確認をし、その結果を踏まえたいと思っております。

高橋評価者 まさにそこで、オンラインで登記所に来て登記するときにチェックするわけですよ。けれども、申請するときに、そちらの窓口の端末でチェックできれば、利用者がチェックする必要はないですよ。だから、それは業務の効率化にも資することだと思うので。

民事局 設立の登記等をするときは、何回か、登記相談ということで来て準備を入念にして、間違いがないようにするというので、事前にも登記所に来ていただくことがよくあります。その段階でももちろん確認をしていただくこともありますし、その後は申請の段階でというのは受付の順序で審査をしていくというルールがございまして、どこまでその段階で確認できるかというのは、今後の検討課題になっていくと思っております。

小村コーディネーター そうしますと、瀬戸さんのコストの目標等についてのお考えを少し。

民事局 それでは、お答えします。10ページにございますシステムの変遷のところの下のところを見ていただければ、おわかりいただけると思いますけれども、従前は法務省全体の汎用受付通知システムというのがございまして、その右側に登記に特化した受付管理システムというのが設けられておりました。これを下のように登記・供託オンラインシステムに統一したということもございまして、これは専ら例えば障害対応であるとか、それから、利用者の利便性の観点から、このようなシステムに切り替えたということもございまして、経費的にはどれくらい下がっているかは、今、手元に資料がございませんけれども、今後、

登記・供託オンライン申請システムにつきましては、まだ、平成23年2月から立ち上がったばかりでございますので、今後、引き下げについては、更に検討してまいりたいというふうには考えておるところでございます。

瀬戸評価者 こういうのは検討してから導入するんじゃないんでしょうか。例えば単純に考えて二つのシステムが一つになって、単純に半分にはならないと思いますけれども、30%圧縮ぐらいになるとか、そういう見込みがあつてやるんじゃないんでしょうか。

民事局 ただ、法務省汎用受付通知システム自体は登記だけではなくて、法務省全体の受付を管理するシステムでございましたので、これに関してどれくらい経費が引き下げできるかというのは、当時は十分な検討がされていなかったようでございますが、今度ともその引き下げ努力はしてまいりたいというふうには考えております。

小村コーディネーター 太田さん。

太田評価者 1件当たりのコストというのは他国の同種の手続と比べて、どれくらい効率的になされているんですか。

民事局 他の国の……。

太田評価者 他国です、ほかの国。つまり、これは国家の独占業務なので、日本国内で比較できないですよ、効率的に行われているかどうかというのは。

民事局 他の国とは比較はしておりません、資料がございません。

太田評価者 比較はされていない。つまり、ほかの国と比べて、どのくらい効率的に行政業務が行われているかという検討はされたことがない、あるいはされていない、あるいはされたことはあつて資料もあるけれども、今は手元にない。どれ。

民事局 資料はございません。

太田評価者 資料をつくったということは過去にはないという。

民事局 資料をつくったということ自体がわからないということでございます。

太田評価者 あるかどうかわからないということですね。そうすると、毎年、経費削減努力というのはどういうふうに組み込まれているんでしょうか。独占業務ですから、かなり非効率的にやっても問題ないわけですね。乙号の請求が減るだけであつて、かなり高ければ、減らないですか。必要だとすると、その分のコストを民間に押しつけるということになるので、でも、余りコストが高いと減りそうなものですが、どのようにコストを下げっていくという努力をされているんでしょうか。

小村コーディネーター シートは提出いただいて、お願いします。

民事局 今後、そこは例えば入札の段階で見積もりを取り、そこを精査するなり、それから、例えばシステムのコーディネーターに意見を聞いて、ここの分は削減できるかとか、そういうことを考えてまいりたいと。

太田評価者 私が問題にしているのは、それを熱心にやるインセンティブが御省にはおありになりませんねと、熱心に経費を削減するインセンティブはないので、それをどういうふうに確保される御予定なんですか。つまり、どう非効率的にコストが高くても必要な人は必ず申請してくるわけですね。独占業務ですので、何か、どこかと比較して下げるとか、あるいは対前年比で何%ずつ下げていくとか、何か、そういう仕組みがない限りは、効率化するインセンティブがないですよ、構造的に。

一生懸命、きちんと見るというお話はそうなんです、恐らくそういうふうにするんだ

と思いますが、外形的には、はたから見た場合にはそういうインセンティブはおありでない
ので、そこをどういうふうに確実に担保されるんですか、仕組みとして。例えば前年比、毎
年何%ずつ下げていきますというふうにコミットされるとか、あるいは他国と比べて極めて
高い水準にはしませんとか、いろいろあろうかと思いますが、人件費の水準も違うので、一
概に人件費の安い国と比べて高いからいけないということはないと思うんですが、いろいろ
調整した上で何%ずつ下げていきますと、効率化に関わる努力というのはどういうふうに予
定されているんでしょうか。

民事局 現時点で、具体的にそれがお答えできるようなものを私も手持ちを持ち合わせており
ませんけれども、そこは検討してまいりたいというふうに考えております。

民事局 登記事項証明書は非常に多くの方が利用されますし、いろんな業界団体からも登記事
項証明書の登記手数料の引き下げについては要望がございますので、我々としてはできる限
り、そういった要望にこたえるべく経費の削減、件数自体は若干減少傾向にはございませ
んけれども、何とか利用しやすいように引き下げる努力というのは毎年……。

太田評価者 もちろん、されていると思います。ただ、通常、2社、3社あるいはもっと多数
の企業があれば、そのコスト削減に失敗した会社というのは倒産するわけですね。ところが
確実に独占業務で業務がなくならないし、ほかのところに業務を依頼するという可能性もな
いので、御省の仕事としてはコストを削減する圧力というか、インセンティブというか、そ
んなに十分ではないというふうに思われるだろうと思うんですね、外形的には。

民事局 そこは、そういう外的なインセンティブと言われるかどうかはわかりませんが、
我々としては国民の方にできるだけ安価に利用していただきたいというふうに思っており
ますので、その辺はきちんと値下げの努力を……。

太田評価者 そういうふうにされていると思います。されていると思いますが、人の善意に依
存したシステムは脆弱なので、確実に下げていけるような仕組みというのは、検討されてい
ないのかというお話です。

民事局 システム的に見れば、今、私どもも最適化計画を立てて公表しておりましたので、今
後もそれを引き続きやっていくということは一つ考えられると思います。ただ、現時点で、
今、最適化計画を見せろと言われても、現時点の最適化計画についてはございませんので、
今後、それをつくっていくことになろうかと思えます。

太田評価者 なぜ、そんなことをお伺いしたかといいますと、今、現状、普及が何%なので、
今後、何%になる見込みですというところの資料も確実には把握されていないようですし、
費用が幾らかかかっていて、これをするとならぬ%コストが下がるのかという分析もされてい
ないようなので、一生懸命、下げていきますと言っても、具体的な計画と具体的なチェックす
るための数字、ベンチマークを全然お持ちでないような印象を持ったんですね。そうすると、
それでは多分、経費の削減はできないだろうと思いましたので、何か、おありになればお教
えいただければという質問だったんですが。

民事局 経費の削減という観点はもちろん重要でございますけれども、国民の利便性を向上さ
せるということも、オンライン利用の促進というのは一つの大きな目的でございますので、
今のオンライン申請のやり方について、こういう点が問題だ、こういうふうに改善してくれ
という要望も他方でございます。そういった要望もあわせて実現していくためには、削減の
一つの方向ではなく、使い勝手も向上させながら削減していくというバランスのとれた……。

小村コーディネーター だから、投資の部分と、去年からやっている同じ仕事を同じものであれば、より安くやっていくという考え方はまた全然違う話ですよ。今、太田さんが言っているのは独占業務としてやっている仕事というのは、毎年、やっておられる仕事で、それが価格転嫁されている仕組みで続いているんだけれども、維持の部分でもいいですよ、だから、もちろん、最終的にコストダウンしたものをどこかにまた改良投資で持っていくというのは、それはそれでいい話かも知れませんが、同じ仕事を昨年よりもより安い価格でやっていくとか、そういうものについて、どういうふうに具体的にお取り組みになるシステムがあるんですかということを知っているわけですね。

太田評価者 オンライン化しますから値上げしますというのは、通常、競争が厳しい業界では絶対にできないことなんです。独占業務だからできることなんです。それは絶対に必要ですから、あることをしようとする人にとって絶対に必要なもので、しかも、それは御省に頼むしかないのだから値上げができる。とすると、どうやって厳しくコスト削減していくのかということは何らかの担保する仕組みがないと、効率化は全くされないといえますか、少なくとも仕事をされている人の善意に依存した形の経費削減しかできない。それを外形的にどうやって確実に経費削減を、国の財政がこういう状況で下げていくという目標をつくられるのかということなんです。

小村コーディネーター 伊藤さん。

伊藤評価者 経費削減の別の観点からなんです、事前の説明会で私が指摘したことなんです、5ページのレビューシートの予算額と執行額の関係で、21年の41億900万が18億9,100万になっている。ここに一つは経費削減の種があるんだろうと思うんですが、この年度もそうですし、22年度もそうです。23年度も必ず当初予算に対して執行額が少なく業務が実行できているというのは、将来の経費削減のきっかけがわかるような兆候があるのではないかなと思うんですが、それで、その分析のようなものをいただきたいという話をお話したら、今日、いただいているのは執行額の合計の内訳を一番でいただいていますけれども、これではなくて、21年度が予算41億に対して18億で終わることができたその差は何ですかということだと思えますよね。そういうものというものはあるんですか。

民事局 数字的にというか、定量的なものはお示しできないんですけれども、予算要求については複数の事業者から見積もりをとって、最も低いものを精査して、これを利用しているというものでございます。ただ、一方、実際の執行の場面は一般競争入札になりますので、入札をかけた契約を行って経費を支出している観点から、競争原理によって結果として執行額が抑えられたというふうになっております。あと、加えて21年度と22年度は先ほど申しました汎用受付通知システムが収束に向かってきた段階ですので、既存システムの機器を再リースして、経費の節減を図ることができたという観点もございまして、21年度、22年度の経費はそんな観点で予算額を相当下回ったということになっております。

以上です。

小村コーディネーター そうしましたら、高橋さん。

高橋評価者 今に関連して、見積もりと要は入札したときの実際の落札額が、そこが相当開いているということですか。

民事局 予算のときの見積もりと落札した額に相当開きがあったということは否めないと思います。

高橋評価者 なぜ、そんなに開くんでしょうか。

民事局 そこはまさに競争の原理かなというふうには考えておりますけれども、そこがなぜかと言われると、私どももわかりません。

高橋評価者 もともと、見積もりがかなり過大である可能性はあるわけですね。

民事局 ただ、見積もりの段階では仕様がある程度は固まっておりますけれども、仕様の細かいところまで固まっていないので、恐らく事業者の方も最大値を出して見積もりをしてきたのではないかなというふうことは推測はされますけれども、その原因ははっきり私どももわかりません。

小村コーディネーター そうしましたら、時間も経過しておりますので、評価の結果の方が取りまとまっておりますので、まず、私の方から集計の数の方の結果を発表させていただいて、その後、取りまとめていただきます。

オンライン登記申請システムの維持管理、この事業なんですけれども、全部で6名の方から評価いただいておりますが、廃止についてはゼロです。抜本的改善とされた方が3、一部改善とされた方が3、現状のままという方がゼロということです。繰り返します。廃止がゼロ、抜本的改善が3、一部改善が3、現状のままがゼロということで、抜本的改善と一部改善がそれぞれ同じ数という結果になっております。これを踏まえまして官房長の方から最終的なお取りまとめをお願いします。

官房長 ただいま御発表いただきましたとおり、この場の評価結果は一部改善、抜本的改善が同数ということでございました。頂戴したコメントの中身を見ますと、また、実際の御議論を拝見しますと、かなり厳しい方向で御議論が進んでいたと思いますので、私どもとしては抜本的改善と整理したいと思っております。頂戴したコメントについては、特に利用の低調な登記関係、動産譲渡、債権譲渡、成年後見等について調査、原因分析を行った後に、オンライン申請の在り方について、コスト削減の観点で深刻に検討してほしいというお話、また、商号調査関係についてもインターネット利用方式を導入後、さらなる効率化を検討すべきではないかといったようなコメントを頂戴しております。私どもといたしましては、本日の評価結果を踏まえまして、政務三役の指導を受けつつ、この事業の見直しを進めてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

小村コーディネーター ありがとうございます。

そうしましたら、一つ目の事業につきましては抜本的改善ということで終わらせていただきます。すみません、時間もちょっと経過しておりますので、よろしければ、このまま次の事業に説明の担当が代わられたらスタートしたいと思います。担当の方、よろしく願いいたします。

(説明者入れ替え)

小村コーディネーター では、二つ目の事業に入ります。二つ目の事業はお手元の資料でいきますと14ページからになります。「犯罪予防活動の促進」ということで、担当課からまず御説明をお願いいたします。

保護局 法務省保護局でございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

本事業の主たる活動は、レビューシートの事業の目的、事業概要にありますように、犯

罪・非行のない安全・安心な地域社会づくりのために、民間篤志家である全国の保護司が地域の実情に合わせて、犯罪予防に資する草の根的な多様な活動を実施するものでございます。予算額につきましては、そこにございますように23年度におきまして5億9,800万円、執行額は5億4,400万円、成果目標といたしましては、犯罪予防をテーマとした作文コンテストへの応募学校数としておりまして、活動指標としては犯罪予防活動の実施回数を掲げております。

次に、犯罪予防活動の主たる担い手でございます保護司について御説明を申し上げます。恐れ入りますが、資料の19ページを御覧ください。保護司は法務大臣の委嘱を受けて、更生保護法第32条に基づいて保護観察所等の所掌事務に従事するというようになっております。保護司の身分は従事する職務の公務性から、非常勤の国家公務員とされておりますけれども、実質はボランティアということができると思います。給与は支給されないとされておりました、実際の活動に要した費用も全部または一部を実費弁償の形で支給するというようになっております。現在、保護司の定員は5万2,500人のございます、全国886の区域に配属され、活動しております、その現員数は約4万8,000人です。

次に、保護司の職務でございますが、真ん中以降です。保護司は国の職員である保護観察官と連携して生活環境の調整、保護観察の実施、そして犯罪予防活動等に従事しております。生活環境の調整とは、矯正施設に収容されている人が釈放されたときに、更生に適した環境で生活できるように、収容中から引受人と話し合うなどして、住居、就職先、家族関係等の調整をするものでございます。保護観察は仮釈放者、少年院からの仮退院者などを社会内で指導監督、補導・援護して再犯防止、改善更生を図るもの、保護司は月に事例によって違いますが、2回、3回、保護観察の対象者を自宅に招き入れて面接を行い、保護観察中の遵守事項を例えば健全な生活態度を保持する、そんなようなことをございます、それを守るように指導して、就労の援助や本人の悩みの相談に乗るなどしております。

保護観察の対象者というのは、年間約9万2,000人おります。生活環境の調整の対象者は延べで11万人ほどになります。これを国の職員である第一線の保護観察官約980人で実施するというのも、実際問題として難しい面がございますので、保護司4万8,000人と連携して、これを我々は協働態勢と言っておりますが、これにより実施しているところをございます。このように保護司さんは我が国の更生保護制度を成り立たせる上で必要不可欠の存在というふうに言えます。

次に、犯罪予防活動でございますが、犯罪予防活動は更生保護法において国の責務と規定されております。保護司法では保護司の使命として位置づけられております。そういう意味で、犯罪予防活動の実施者として国、そして保護司が想定されておりますが、実際の活動は地域で活動している機関、団体等と幅広いネットワークを持って、地域に根差して自発的に活動している保護司さんが中心のかつ重要な役割を担っており、全国各地において草の根の多様な活動が意欲的に、継続的に実施されているところをございます。

恐れ入りますが、次のページ、20ページを御覧ください。活動の具体的内容としましては、例えば20ページの資料にございますように、ミニ集会あるいはシンポジウム、非行防止教室等、多数が実施されていますけれども、普通のいわゆる広報啓発活動というよりは、実際に地域住民に参加してもらって、一緒に協議するというような活動に力を入れているところをございます。

次に、活動の成果等について、これは次のページ、21ページを御覧ください。時間の関係もあると思いますので詳しくは触れませんが、犯罪予防活動の実施回数、参加人数あるいは更生保護制度の認知度につきまして、その成果が見られると思います。さらにこれらの活動を通じて犯罪・非行についての地域の理解を広げ、地域住民から刑務所出所者等の立ち直り支援を得るに至っているという例もございます。例えばこのようなものです。刑務所出所者等を前歴にこだわらず、雇用して就労の場を提供する協力雇用主とっておりますが、この協力雇用主になっていただく、新たに保護司になっていただく、あるいはそのほかのボランティアであります更生保護女性会あるいはBBS会に入ってもらい、そういうことがあります。また、更生保護に関心を持った民間団体あるいは地方公共団体等が刑務所出所者等に宿泊場所あるいは福祉のサービス等を提供するというようなことが例としてございます。

このように犯罪予防活動は、犯罪や非行のない地域社会づくりに資するだけでなく、地域の人々の保護司活動に対する理解を深めてもらい、保護観察を始めとする更生保護への協力者の確保や立ち直りをより効果的に支援する地域環境の整備にもつながっており、保護観察の実効性を高め、罪を犯した者の再犯・再非行を防止する上でも、重要な意味を持っているというふうに考えております。

他方、資料21ページの真ん中以降でございますが、更生保護制度への参画、具体的に何か支援・協力していただけるかというような設問になりますと、消極的な人の割合が増加の傾向にあります。犯罪者の社会復帰の支援ということになると、総論としてはともかく、各論で具体的にとなると、それはちょっとという方が増えているということかなというふうに思います。また、多くの保護司から処遇困難者が増えていると、例えば薬物やアルコール依存者、高齢の人、精神障害のある人、あるいはなかなか仕事につけない無職者が増加していて、これらの者に対する地域の受け入れ・支援体制がなかなか確保できない、家族関係や地域とのつながりが希薄になって、保護司の活動に対して地域の理解・協力が得られにくくなったというような声も寄せられておるところです。

刑務所出所者等の再犯を防止して社会復帰を図るためには、地域住民の理解が不可欠でございます。ところが、御承知のように地域社会のつながりの希薄化なども関係していると思っておりますが、近年、犯罪者、非行少年を見る目はますます厳しくなっていて、地域から排除されるような傾向が見られます。そして、そういった傾向は放置すれば、ますます進行するようにも思われます。このような状況が続くと、保護観察等による再犯防止や保護司適任者の確保に重大な影響を及ぼすものと考えております。したがって、保護司の地域における数々の様々な困難を解消するために、犯罪予防活動の現状を踏まえて効果的な活動のあり方、保護司が活動しやすい環境づくり等について検討してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

小村コーディネーター ありがとうございます。

そうしましたら、会計課長から論点の説明をお願いします。

会計課長 ただいまの説明にありましたとおり、この事業は保護司が地域の実情に合わせて草の根的な多様な活動をするものでありまして、地域の犯罪予防に資するとともに、保護観察を行う際の保護司と地域とのネットワークづくりにも欠かせないものでございます。しかしながら、近年、高齢の刑務所出所者等、いわゆる自立困難者が増加している現状がございま

す。そこで、福祉ですとか、就労等に関する機関、団体等の理解・協力を促進するよう、さらに効果的な活動のあり方を検討する必要があるのではないかと考えております。

また、この事業は保護司が地域住民に直接働きかけることから、保護司活動に対する地域住民の理解を促して、保護司適任者を確保するための有効な手段ともなっております。しかしながら、現在、先ほどの説明にもありましたとおり、更生保護制度の周知が必ずしも十分でないということから、地域における保護司適任者の確保が極めて困難な状況にございます。そこで、地域社会の変容等の中で保護司適任者を確保して、保護司制度を維持するために地域住民の更生保護制度への理解を広げるように、さらに効果的な活動のあり方を検討する、こういう観点からも検討する必要があるのではないかと考えられるところでございます。

以上でございます。

小村コーディネーター ありがとうございます。

なかなか、具体的にイメージがわからないかと思いますので、私からばつと質問させていただきましても、16ページにある主なお金の流れ図の中で、非常に大きなところを占めているのは弁償金の支給というところですよ。これは保護司の方の犯罪防止活動に対してお金をお支払いになっていますけれども、1回、出られると3,500円、お支払いをして、3回までこのお金を払って、4回以上出られても3回分で1万500円をお支払いになっているというのがまずメインのお金ということによろしいわけですね。あとは表彰とか、関係者の方の旅費とか、そういったものの支給があるという、おおよそ、そのほかのお金というのは表彰が中心というふうに考えてよろしいんですか。

保護局 表彰、あと、研修もでございます。

小村コーディネーター 表彰、研修ですね。そういったお金だということになります。

保護局 もし、差し支えなければ資料も用意しておりますので、簡単に説明させていただけますか。

小村コーディネーター 議論の中でさせていただきます。

では、スタートしたいと思います。御質問等から始めたいと思いますけれども、どなたか、いらっしゃいますか。では、角さん。

角評価者 今の続きかもしれないんですけども、20ページにあります「保護司と犯罪予防活動②」というのがございますけれども、この犯罪予防活動の主催者というんですか、仕掛け人といったらいいのか、言葉がよくは上手に言えないんですけども、どなたが主催をなさっているんですか。

保護局 大きくは二つございまして、一つは保護司さんの集まりである保護司会、先ほど地区保護司会というのが全国で886あると申し上げましたけれども、その886の地区保護司会が中心になって計画を立て、活動しているというのがございます。あと、もう一つは社会を明るくする運動という法務省の主唱する犯罪予防の活動がございまして、7月を強調月間として行っているんですけども、ここでは保護司会と市区町村あるいは関係のいろいろな団体等と共同しまして、社会を明るくする運動推進委員会というのをつくってございまして、その推進委員会で話し合っって企画して行う犯罪予防活動もございます。

角評価者 そういたしますと、21ページ、これまでの成果というのは何回やったかとか、更生保護制度について知っているか、知らないかですけども、ここにあるアウトカムと、今、おっしゃった犯罪予防活動のアウトカムと、何か見るところが違うような気がするんですけ

れども、今、私が質問いたしました犯罪予防活動は結構な数をなさっていますけれども、どういう効果があったかということについて直接的に犯罪予防、保護司さんの皆さんにいっぱい知ってもらおうとかいうことじゃなくて、社会の犯罪予防という、そこに重点を置いたときに、どんな効果があるかというようなことを検証なさったことはあるんでしょうか。

保護局 犯罪予防活動という名称でございますので、当然、犯罪予防の効果、つまり、犯罪が減っているとかいう考えが一つ出てくると思いますがけれども、犯罪予防活動と言われる、今、御説明したような活動そのものと、それによって実際の犯罪がどのようにというのは、間にいろいろな犯罪者の生活状況でありますとか、経済情勢でありますとか、ほかに保護観察中の者でありましたら、保護観察の指導がどのように行われているか、いろいろな要因がたくさんあると思うんですけれども、間が遠過ぎて、直接、見るのはなかなか難しいなというふうの一つは思っております。

あと、それから、私どもの犯罪予防活動は中身としましては地域での再犯防止、非行防止が図られるような基盤を強化する活動というふうなところにも特に重点を置いておまして、そういう観点では、地域の地盤ということについては、社会の一般の方々に地域で犯罪をした人を受け入れて、地域の中で何とか生活できていくように、場合によっては支援とまではいなくても見守るとか、そういうことを気持ちとして是認するというふうなことも含めまして必要かと思おまして、そういう観点で、更生保護制度についてその意味を知っていると、あるいは更生保護制度について、参加してもいいかどうかというような設問に対しての世論調査の答えを一つの指標にさせていただいているというところでございます。

小村コーディネーター では、太田さん、先に。

太田評価者 とすると、これは犯罪予防活動の促進というタイトルが実はよくないというふうな聞こえたんです。保護司さんの活動を支援するというのであれば、今のような御説明でわかるんですが、もし、ほかには犯罪予防活動のために事業というのはいかがでしょうか、直接的に犯罪予防を目的とした事業というのとは。

保護局 直接的な犯罪予防、再犯防止という観点からしますと、保護観察の実施でありますとか、先ほど申し上げました個別の生活環境の調整でありますとか、そういうものが再犯の防止のための働きかけではございます。

太田評価者 という、ほかにもあるので、これが唯一ではないと。

保護局 これは犯罪予防活動として、全体に社会の受け入れの基盤をつくるというような形のものになります。

太田評価者 とすると、むしろ、保護司さんの活動を支援するというのがメインだと。タイトルが大き過ぎるといいますか、具体的な目標としては、保護司さんの活動を支援するというのが目的だという理解でよろしいですか。

保護局 保護司の活動というよりも、更生保護全般、保護観察も含めまして、私どもは保護観察所等の活動をしております地域の中での、今、申し上げたようなところ、犯罪前歴者、非行少年を排除をしない、そういう基盤をつくることによって保護司の活動もそうですけれども、全体として再犯というものに対して一定の効果、再犯防止活動のために様々なその他の保護観察とか、様々な活動の影響力を高めていくような、そういった効果が期待できる形で動いていると思っております。

太田評価者 そこまでフィールドを広げてしまいますと、それで再犯の率がどれだけ下がった

んですかという、当然、そうアウトカムになってくると思うんですね。非常に効果が遠過ぎるということは、逆に言うと、犯罪予防活動を直接の目的としたものとしては、手段として有効でないということですよね、遠過ぎるということは。そうすると、これは有効でないからやめてしまうというような議論に当然なっていくわけなんですけど、そうではなくて、これはもともとの目標が保護司の活動の支援ということであれば、それはまた、違ったアウトカムではかる必要が出てきていて、今、おっしゃったような再犯全体の基盤をつくるという話になると、本当に再犯率をどれだけ下げられたかという話の勝負になると思うんですよ、その点はどちらなんでしょうか。それによって、これからの議論の方向が全然違ってきますので。

保護局 ありがとうございます。おっしゃっていることは非常によくわかるんですけども、保護司の活動の基盤ということだけに私どもとして限定して考えているところではございませんで、やはり、犯罪予防活動を通じて地域の人たちの理解を得ることによって、例えば協力雇用主という方がございますけれども、こういう人たちが活動の参加といいますか、犯罪予防活動の例えばシンポジウムのようなものに参加して、いろいろな人から話を聞くことによって、確かにその仕事をさせてあげることが再犯の防止につながるなどと思って、では、うちの仕事に雇ってやろうかというふうに考えると、か、そういうようなことを効果として期待しているところで、具体的に申し上げますと。そうしますと、それは再犯の防止ということにつながっていく活動であると思います。

太田評価者 ただ、その御説明と予算の使われ方が合っていないんですね。全体として6億円ですか、そのうちの5億1,100万円が保護司の方の実費弁償、全然、実費弁償になっていないと思いますけれども、年間1万円をこれだけボランティアの方、社会的な使命に燃えてやっけていらっしゃる方に対して3回来たら1万円というのは、ないよりはいいけれども、全然、実際にかかっているコストよりはるかに少ないと思うんですよ。もっと言うと、それがなくても、この方々が一生懸命やるというのは多分、ほとんど何の影響もない。この1万円が欲しいために、この活動をしている人は皆無だと思えるんですよ。すると、お金の6億円の使い道として、今、おっしゃったようなシンポジウムなどが有効であるとすれば、保護司さんの実費弁償金にほとんどが回っているという事業の予算の使われ方と、実態が合っていないというふうに印象を持ったんですが、その点はいかがですか。

保護局 その点につきましては、今、シンポジウムという例を挙げさせていただきました。シンポジウムとか、ここでありますミニ集会でありますとか、そういった事業をやっているわけですけれども、これは保護司さんが実費弁償金をもってやっている事業でございますので。

太田評価者 とすると、それは実費弁償金ではなくて、実際にはシンポジウム開催費であると、部分的には。とすると、費目が悪いということですね、この。

保護局 費目といいますか。

小村コーディネーター 幾らかでも個人の方にお支払いになっている額ですよ。

保護局 個人に支払っているんですけども、その中身が……。

小村コーディネーター 個人の払ったものがまた団体として使われて、シンポジウムの開催費になるというのは、なかなか理解しづらいお話だと思うんですけども、高橋さん。

保護局 すみませんが、26ページを御覧いただいてよろしいでしょうか、そのあたりですけれども。

小村コーディネーター では、端的に御説明いただいた上で高橋さんの方に。

保護局 26 ページの真ん中よりちょっと上でございますけれども、犯罪予防活動の経費の1 回当たり3,500 円の内訳は、交通費、資料作成費、通信運搬費等を想定していて、これをもってミニ集会、シンポジウム、非行防止教室というのが全てこの経費、残りの部分は持ち出しということがあるかもしれませんが、これによって行われているという形でございます。

高橋評価者 では、それに関連して、結局、上限が1万500 円ですね。ということは、保護司さんは実際にはお一人当たりどのくらいやられているんですか。実際に上限を受け取っている方がほとんどなんですか。それとも、1回とか2回、活動して、その金額をもらっている方はいらっしゃいますか。

保護局 ほとんど上限をお支払いしています。といいますのは、近年、平均して年間5回ないしそれ以上の回数を活動されていると。

高橋評価者 ということは、実費弁償金と言いながら、実はそうになっていないということですよ。一種の固定的な支払いになっているということですよ。そうすると、保護司の方がそういう活動をより自分で積極的にやろうというインセンティブとしては、このお金はそういう設計になっていないということですよ。要するに、もし、積極的に5回だけじゃなくて、10回も20回もやろうと積極的な方がいらっしゃっても、その方に対するお金の支払いは1万500 円にとまってしまう。

保護局 という形でございます。

高橋評価者 そうだとすると、やはり、設計の仕方がおかしいように思うんですけれども、予算の使い方と目標を達成するという意味では。回数を増やすということが目標であれば、それに合うインセンティブ設計にしないといけないと思うんですけれども、その辺はどうか。

保護局 幾つか考えなければいけないような点があるように思うんですけれども、もともと、この犯罪予防活動につきましては、保護司さんが地域で自分たちの活動をより効果的に進めるための自発的な活動として、この制度の当初から進めてきているという面がございます。活動回数については地域によって違うと思いますけれども、平均的には相当数の数をさせているけれども、保護司に対する実費弁償金はその全部あるいは一部をお支払いするという形になっておりますけれども、活動しましたね、では、全部、それについてということで、やったことについて、その一部を弁償するというような形でできておりますので、必ずしもその全部をお支払いして、それによってどんどん活動を増やしていこうというような形で始まっていないというのが一つでございます。

高橋評価者 やればやるほど、逆に今度は持ち出しになってしまうということですよ。

保護局 というおそれがございます。

小村コーディネーター 結局、政策として何を目指していて、どういうものでモニタリングしてこの税金の効果なんだと言うのか、という基本的なところなんじゃないかなと思うんです。そこが少しよく見えてこない。瀬戸さん、では、どうぞ。

瀬戸評価者 私もこの弁償金については非常に奇異に感じております。保護司という非常に重要な、ただ、善意だけだとか、世話好きだけでできるような仕事には見えないんですね。やっぱり、なり手が減っているというのもわかるんですね。ここの資料で、そういう保護司を

確保するというふうに言っているんですが、既に保護司みたいな能力を持っている人がいて、それを見つけて確保するというようなイメージに聞こえるんですが、私は逆に育成する必要があるんじゃないか。特殊な訓練をある程度、積まないと、やっぱり、善意だけじゃできないと。だから、この弁償金というのは、もし、これをある合目的に使うとしたら何らか訓練とか、何らかのそういう訓練費とか、そういうのに使って、本来、保護司の方にボランティアをやっていただくとしたら、気持ちよくボランティアをやっていただいて、シンポジウムとか実費がかかるのは、また、別途、お支払いするというような仕組みにしないと、非常に何かねじれているように、この予算が見えています。

小村コーディネーター 中村さん。

中村評価者 方向性としては同じことなんですけれども、今、保護司が減っているということで、24ページのところに候補者の確保や育成ということですか、そういうことが書いてあるんですけれども、そのあたりについて何か、こういうお金をかけて、こういうことをやろうとしているというような考え方があるのかどうか、それから、犯罪とかあるいは青少年の非行の防止ということに関しては、地域でもいろんな活動をされているところがあると思うんですけれども、そういう役割を担われている方との連携というのは、どういうふうに行われているのかということをお話いただければと。

保護局 まず、第1点でございますけれども、いろいろな形をもって保護司さんの活動に対する軽減に努めているところでございますけれども、今、見ていただいている24ページのところでは、一つ、下から2番目に「保護司組織の積極的な役割（基盤強化）」のところがございます更生保護サポートセンターという記載がございますけれども、これは保護司さんの活動のいわば拠点のような位置づけのものでございまして、例えば保護司さんが自宅で呼んで面接をするということがなかなか困難な場合において、更生保護サポートセンターの面接室を使って行ったりとか、あるいはいろんな打ち合わせをするのに、これまでですと保護司の会長宅でありますとか、あるいはその時々どこかの公共の場所を借りて行ったりというような、そういうことはございましたけれども、更生保護サポートセンターを設置して、そこに常設で集まることができるようになれば、そこでの保護司の活動というのはかなり活動しやすくなる、そういうようなことを通しまして、ほかにもいろいろございますが、保護司の方になっていただきやすくする、あるいはいろいろな方々とお話し合いをする中で、能力を高めてもらうというような機会にさせていただければというふうに考えている一例でございます。

あと、もう1点のほかのいろいろ似たような活動をしている団体との連携はどうかということですが、これはまさに保護司さん方あるいは私ども保護観察所の職員もそうですけれども、特に力を入れているところでございまして、なかなか私どもだけではできない部分をサポートしなければ、再犯防止は難しいという面がございます。例えば薬物のものでもございましたら医療の関係の支援を受けるとか、それから、保健関係の機関の助言を受ける機会が必要だとか、そういうことがございます。そういったことができますように、いろいろな機会に犯罪予防活動のときもそうですし、医療でありますとか、福祉でありますとか、あるいは学校の先生方でもありますとか、そういう人たちとできるだけ多く話し合いの機会を持って、一緒に活動する機会を持って、そういった支援に保護司さんの対象者をつなげることができるように努めているところでございます。

小村コーディネーター 高橋さん。

高橋評価者 すみません、そもそも論ですが、3,500円というのはどういう根拠で、いつ決まったのでしょうか。

保護局 これは実際に保護司さんが犯罪予防活動をしたときに、どのぐらいの経費がかかったかというのを調査したことがございまして。

高橋評価者 いつですか。

保護局 平成11年の調査でございます。そのときの実際にかかった経費をもとに3,500円を算出したしております。

小村コーディネーター そのうち幾らぐらいをカバーリングしているという、これは満額3,500円ぐらいかかっているんだというお話なんですかね。

保護局 当時の調査に基づきますと、活動1回当たりの平均所要額が3,500円余りでございまして。

小村コーディネーター では、そのまま、まさしく実費弁償額100%ということですか……。

保護局 1回当たりにしますと。

小村コーディネーター 3,500円ということでお考えだということですね、考え方は。

角評価者 今の関連で、そうすると平成11年でしたっけ、に調査をなさったということは、その前にはこの制度はなかったわけですか、実費弁償の制度は。

保護局 現在の制度そのものは平成11年に予算措置されているものでございます。

角評価者 それは何か契機があったのでしょうか。

保護局 平成10年に保護司法の一部改正がございまして、このときに保護司の組織活動、保護司会というのが法定化されて、法定化された保護司会の活動として保護司の活動を支援するための組織的な活動でありますとか、そういった犯罪予防に資する活動が保護司組織の活動として認められたということがございまして、そのときに法定化された活動に要する経費として11年度から認めていただいたというものでございます。

小村コーディネーター そのほかはございますか。伊藤さん。

伊藤評価者 論点整理シートの2番について、私は実は大田区の更生保護サポートセンターに行ってきました。それを踏まえてお話をしたいと思うんですが、保護司の方とお会いして保護司になられた理由をお聞きすると、非常に崇高な理念をお持ちでした。基本的には再犯防止と若者の犯罪防止のため、もう一つは大田区という地域の治安維持のために皆さんがおやりになっている。ただ、なられた理由というのはほとんどの方が町内会の長老の方から人対人に出てくる。ですから、私たちみたいに都心にいるサラリーマンはほとんど存在をよく知らない。保護司さんという名前は聞いたことがありますが、どういうお仕事をされて、どうしているかというのはわからないと。

そういうのにすると恐らく完全にボランティアで、実質的なボランティアの活動、いい、立派なお仕事をされていると思うんですが、論点シートの二つにありますように保護司の適任者あるいは面談の場所を考えると、今のままでは難しいのではないかと。将来的に例えば5年、10年を考えたときに私は難しいのではないかと思います。例えば提案としてはハローワークというのを私はよく知っているわけではないんですが、イメージ的にはハローワークのような常設機関を設けて常勤の若者とか、あるいはそういう活動をする人を養成をする。

やっぱり、非常に崇高なお考えではありますが、皆さん、70歳、80歳の私のずっと上のほうの方ですから、その方と二十歳前後の非常に過敏な発想をする人の調整というのは、

結構、難しいのではないかと思いますので、他の機関との調整も含めながら、保護司制度というのは、保護司の中にももちろん常設機関の委員というか、構成員に適当な方もいらっしゃると思いますけれども、そうしないとこの制度はもたないのではないかというふうに思いました。小村コーディネーター では、御意見ということで、今の保護司さんの大変さを理解された上で、この後を見据えたときの御提案というか、御意見ということかと思えます。

そうしましたら、シートの方を順次、お書きいただいております。かなり広い論点に及んでおりますけれども、当該事業として税金の使い道としてのこの事業をどうお考えになるかということでお書きいただいております。場合によってコメント的なもの、全体、広い議論の中でこの事業についてはこういった、ただ、全体を取り巻く環境の中で、こういう意見ももちろんあるんじゃないかという書き方でも構いません、よろしくお願ひします。太田さん。

太田評価者 先ほどのお話の中で保護司会が法定化されたので、その経費の補助という形で出したという経緯の御説明があったと思うんですが、この場合、なぜ、保護司会の経費を直接的に弁償しないで、各人への1回3,500円の支払いというふうにしたんですか。

保護局 この保護司弁償金の考え方でございますけれども、基本的に保護司個人の方の個々の活動に対する弁償という位置づけでやっております。確かに保護司組織といいますか、何か、集合で犯罪予防活動は当然に行う活動ではありますけれども、それに要した経費について、個々の保護司さんがその経費を分担しているというふうな考えで、分担されている経費を弁償するという仕組みを行っているということでございます。

太田評価者 先ほどは、保護司会の活動の経費の補てんというお話だったんですが、そうではなくて。

保護局 それは私の表現が、失礼しました。

太田評価者 とすると、個々の保護司の方は恐らく実際の金額としても、この金額をはるかに超える、多分、御負担をボランティアでされていると思うんですね。とすると、そのごくごく一部である1万円をお支払いするよりも、これを集めた上で先ほどの集会の場所をつくるであるとか、一定のエリアの中での拠点となる場所を確保するであるとか、そういう使い方をした方が資金の使い道として有効ではないかと。先ほども申しましたけれども、恐らく1万円をもらえるからおやりになるという方は皆無だと思うので、恐らく保護司の方の活動には何の影響も与えないと思うんですよ、1万円というのは。もっとほかに有効な使い道があるのではないかという、そういう印象をぬぐえないんですけれども、いかがお考えでしょうか。

保護局 確かにそういうお考えもあるかと思っておりますので、ぜひ、参考にさせていただきたいと思ひます。

小村コーディネーター そのほかにもございますか。シートの方を書き進めてください。議論の中でも保護司の方の活動についてというところは、皆さん、御理解があつて非常に重要なものをボランティアにやっていたらいいところはあるんだと思うんですけれども、税金のお金の進め方として、こういう今の仕組みとか、渡し方とか、きちんと考え方のところについての御議論をしていただいているのかなと思ひます。そのほか、幾らか、将来のお話でも構ひませんが、どなたか、御意見はありませんか。

角評価者 今回の犯罪予防活動の促進というところから話が大きくなりますけれども、先ほど

伊藤委員もおっしゃったように、保護司制度というものをこのあたりで抜本的にインフラも含めて考え直した方が、将来、永続的な制度とするためには必要なんじゃないかなというふうに思います。

小村コーディネーター 今、実際にいろいろ活動として保護司の方の活動を強化していくとか、いろんな動きをされているわけですね、法務省として。そのあたりの御説明とか、将来についての御展望というのを御説明いただければ。評価者の方はシートを書き進めて出してください。お願いします。

保護局 昨年、保護司制度の基盤整備に関する検討会というのを設置いたしまして、そこでもたくさんの保護司の方、あるいはほかの有識者の方に協議いただいたりした結果もございます。その結果は今回、お付けしました資料の24ページにございますけれども、ここでは、これまで御議論いただいたような内容でございますが、保護司候補者の確保が困難になってきている、処遇活動が困難になってきている等々のことに対して、どのような解決策で進むべきかという提言をいただいたところでございます。保護司の候補者の確保につきましては、地域のいろいろな方も交えた協議会のようなものを設置して、そこで候補者を推薦していくというような仕組みを導入して、それから、先ほど申し上げました更生保護サポートセンターのようなもので保護司の活動を支援するというようなことがございます。

そのほかに今後、検討していくべきと考えておりますのは、一昨日、いわゆるパブリックコメントの手续に付したものがございまして、犯罪対策閣僚会議の下に再犯防止対策ワーキングチームというのがございますが、そこで、今、再犯防止に向けた総合対策案というのを作りまして、それを一昨日、パブリックコメントに付したところでございます。

そこにおきましても、広く国民に理解され、支えられた社会復帰を、犯罪者、非行少年の社会復帰を実現するという事で、幾つかの項目を挙げているんですけども、その中に保護司制度の基盤整備と充実強化ということで、この基盤を強化して、将来にわたって有効に機能させていくためにはどうしたらいいか、新任の保護司を確保するにはどうしたらいいか、その育成はどうするかというようなことについての検討を進めて、地方公共団体やあるいは地域の方との理解、協力を得て、円滑に活動できる環境を整備するための方策について検討していくんだというふうにされておまして、こういったパブリックコメントに寄せられる意見等々も踏まえて、検討していきたいなというふうに考えているところでございます。

保護局 犯罪予防活動の観点に絞ってお話を申し上げますと、地域において対面型の、幅広くではなくて、より深い形でコミュニケーションを深めていく、そういう啓発型のそのような啓発活動について推進をしていくということが必要ではないかというふうに考えておまして、ただ、こういった活動についてはなかなか保護司の先生方もそういった企画をしていたり、会場をセットして人を集めて広報してという、そういうコーディネートをしていくためのノウハウがまだ十分お持ちでないという、いわば素人の集まりでございますので、そのあたりのコーディネートについてより支援していくような制度設計というの、また、一つの方法ではないかなというふうに考えているところです。

瀬戸評価者 保護司というのは非常勤の国家公務員と書いてありますけれども、こちらにはボランティアと書いてあるんですよ。多分、非常勤の公務員とか、国家公務員というのは、それなりに義務というか、責務が発生すると思うんですが、非常勤の公務員にする意味というのは、意義というんですか、そういうのはあるんでしょうか。全くの民間のボランティア

では何でいけないのか。

保護局 特徴を強調するとき、ボランティアという言葉を使ったりすることもあるんですけども、保護司さんは保護司法上に規定されている人でございます。それから、更生保護法という保護観察に付された人たちの処遇について規定する法律がございませけれども、そこに保護観察の実施者は、保護観察官と保護司というふうにされているというようなことがございまして、そういう意味で、非常勤の国家公務員という位置づけでございませし、細かいことで言いますと、あと、活動する上で何らかの被害を受けた場合の災害補償の対象になるとか、そんなようなことがございませ。

瀬戸評価者 昨今も出所した方がすぐに犯罪を犯すなんていうことがニュースで出ていて、犯罪者というか、更生のライフサイクルの中で非常に重要な意味を持っている割には、ほとんど無給の非常勤の国家公務員という非常に重要性と与えられたポジションと、あと、与えられたフィールドからすると法律ではそういうふうになっているけれども、非常に何か、全般的なところを見るとアンバランスな感が強いですね、ポジション的には。

保護局 努力していかなければいけないと考えています。

小村コーディネーター ありがとうございます。

そうしましたら、結果の方が取りまとまっていますので、数字の方を私からまず発表させていただきます。評価者の方全体で6名というのは前の事業から変わりませ。廃止とおっしゃる方1名、抜本的改善の方が3名、一部改善の方が1名、現状のままの方が1名という結果です。繰り返します。廃止の方が1名、抜本的改善の方が3名、一部改善の方が1名、現状のままという方が1名であります。特に今回の議論については、保護司制度と裏表というところがありますので、いろいろ廃止とか抜本的改善の意味というものは、非常に保護司の方に対してのお仕事を評価した上でこの事業の評価として、恐らくお書きいただいていると思いますので、そういった点も含め、取りまとめの方ではコメントとか御意見についても御紹介いただければと思います。よろしくお願ひします。

官房長 ただいま御発表いただきましたとおり、この場での評価結果といたしましては抜本的改善が多数を占めておりましたので、本事業につきましては抜本的改善とさせていただきますと思います。頂戴したコメントは多岐にわたっておりますけれども、例えば保護司の方に1万500円ずつ支払うのではなく、拠点づくりであるとか、シンポジウム開催費の直接補助等、より効果的な支出方法を検討すべし等に代表されるように、実費弁償金自体のあり方、あるいは事業目的と資金使途がきっちりマッチするようなあり方を抜本的に考えていただきたいといった趣旨のコメントが多数寄せられておりますので、私どもとしましては本日の評価結果を踏まえまして、また、政務三役の指導も受けつつ、事業の見直しを進めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

小村コーディネーター 二つ目の「犯罪予防活動の促進」については、抜本的改善ということでもあります。これはむしろお金を削るとか、そういう議論よりはお金の使い方として、あるいは税金の使い道として、今のやり方がいいのかどうかということ、それがまさしく保護司の活動の方との関係においても一番いいのかどうかということをきちっと考えてくださいという、そういうメッセージかと思ひますので、ここについては保護司さんの通常の平素の御努力については、皆さん、非常に大変なものだという議論の中にもございませけれども、その前提での結論でありますので、ぜひ、よりよい形になるように、よろしくお願ひしたい

と思います。

そうしましたら、二つ目の「犯罪予防活動の促進」については、これで終わらせていただきます。

一旦、休憩させていただきます。

(休 憩)

小村コーディネーター それでは、皆さんおそろいですので、最後の事業について進めていきたいと思えます。

お手元の資料でいきますと30ページになります。「矯正収容施設の整備充実」ということで、担当課の方から御説明をお願いいたします。

施設課 官房施設課長の和田でございます。よろしく願いいたします。座って失礼します。

矯正収容施設の整備充実ということで、御評価いただくことになっております。この整備充実事業につきましては、官房施設課で担当しておりますので、私どもまず施設課の業務概要につきまして簡単に御説明いたします。

施設課は、ここにございます矯正収容施設を含みます、法務省の所掌に関する施設の整備に関することを主な業務としておりまして、私ども施設課では法務省の施設につきまして、整備予算の要求から入札・発注といったような予算執行、完成後の財産管理までの一連のことを行っております。特に矯正施設の整備は、一般の庁舎整備などと異なる特殊性がございまして、国土交通省の行う営繕工事からも除外されておりました、また、歴史的にも戦前の司法省の時代から施設課に当たる部署が実施してまいっておりますので、施設課がそういう点でのノウハウを蓄積してきているところでございます。

矯正収容施設の整備充実と申しますのは、なかなか1年で行うことのできる物事ではございませんで、長期的な計画に基づきまして老朽化した施設等を順次、整備していておりますので、その背景となります矯正収容設備の状況につきまして、まず、最初に御説明させていただきます。恐縮ですが、資料の35ページを御覧いただけますでしょうか。こちらに刑事施設の整備状況という資料を用意させていただきました。これを御覧いただきますと、現在、工事中の施設あるいは要整備施設例ということで施設を挙げさせていただいております。矯正収容施設は全体で293庁ございます。この中で現在、工事中のものが左側にあるもの、それから、要整備となっております施設が47庁ございます。ここに掲げてあるものはそのうちの一例でございます。ここに掲げております施設のそれぞれ前に、完成年度を書かせていただいております。これを御覧になっていただきますとおわかりいただけますように、昭和30年代、40年代前半の建物が非常に多くなって、古い建物が多いという状況でございます。

次に、36ページを御覧いただけますでしょうか。36ページは各省別の要建て替え建物現況という資料でございます。この資料を御覧になっていただけますとわかりますように、一番右端に法務省の収容施設を挙げさせていただいております。要建て替え率、要建て替え面積とも法務省の収容施設が大きくなっている。それだけ要建て替えの建物が多くなっており、古い建物が多く、現在、それを使っているという状況がおわかりいただけるかと思えます。

次の資料の37ページを御覧いただけますでしょうか。収容施設の現状と今後の展望という形で資料にさせていただきましたものでございます。右肩の部分にございます経年別庁数というものを御覧になっていただきますと、築40年から30年を経過した建物が非常に多くなっていることがおわかりいただけるかと思えます。特にこの中で昭和46年以前の建物が47庁ございます。これは後ほども御説明いたしますが、耐震の関係で非常に脆弱な状況になっている建物でございます。46年以前の建物が多いというのは、これらを建て替えしなければいけないという状況になることがおわかりいただけるかと思えます。

左下に矯正施設整備予算の推移というものを挙げさせていただきました。これを御覧になっていただきますと、下の部分が当初予算でございます。上の黒い部分が補正予算でございます。これは当初予算で順次、計画的に老朽化した施設等の建て替えをする一方で、その時々々の要求に合わせて補正予算を組んでいただいているという状況を御覧になっていただけるかと思えます。上の収容施設の収容定員と収容率、収容人員に関するグラフを見ていただきますとおわかりいただけますように、平成13年から平成18年にかけては、収容率が100%を超えるという過剰収容状態にあったということが御覧になっていただけるかと思えます。これに伴いまして、平成18年度まではおおむね過剰収容対策という形で補正予算を組んでいただいているところでございます。また、平成21年の補正予算、大型の補正予算は耐震性能を向上するという形で組んでいただいたものでございます。

そこで、我々の方では種々、工夫をしながら、収容施設の整備を行っているわけでございますけれども、収容施設を整備するに当たりまして、種々、考慮すべき事項がございますので、こういった点についても御説明いたします。まず、施設の整備を行った場合に、既存の施設よりも面積が増えるという面があるということをお理解いただければと思います。例えば平成18年に施行されました刑事収容施設法では、収容室はできる限り単独室として整備することが求められることになりました。したがって、1人当たりの面積は共同室よりも単独室の方が広がりますので、どうしても建て替えを行うと、既存の建物より面積は増えざるを得ないというようなことがございます。このように法改正等に伴いまして、要求が変わってくるという面がございます。

また、耐震上の問題がございます。古い建物には構造補強ができないものがあるということでございます。この点につきましては39ページを御覧いただけますでしょうか。これは建築基準法の改正の経緯を記載したものでございます。昭和56年以前の建物というものは、現行の耐震構造基準に対応していないということになるということがおわかりいただけるかと思えます。特にこのうち、昭和46年以前の建物につきましては構造上の問題がございます。耐震補強を行うことが事実上、できないという状況でございますので、こうした建物については早期の建て替えが必要であるというふうに我々は考えているところでございます。

次に、実際の工事の実施に際しましては、近隣住民に対する配慮でありますとか、土壤汚染対策あるいは埋蔵文化財の調査、環境配慮、地域防災等への対応を行う必要があるというようなことも御考慮いただければと思います。

次に、収容施設の建て替えにおきまして特徴的なことでございますけれども、我々は現在、現在地建て替えということで、ころがし計画というふうと呼んでおりますけれども、刑事収容施設を全く新たな更地に建てるのではなくて、現在の施設を使いながら、収容を継続しながら建て替えるという手法をとる場合が多いということでございます。これにつきましては

資料の40ページを御覧いただけますでしょうか。40ページの右の部分にころがしのイメージというものがございます。これを見ていただきますとおわかりいただけますように、まず、例えばグラウンド等の空き地に建て替えが必要な収容棟でありますとか、職業訓練棟のようなものを建てまして、それを引っ越した後、引っ越しが終わった古い建物を取り壊し、そこにまた次の建物を建てるという形で、順次、建て替えをしまして、老朽でありますとか、機能不備を解消していくということでございます。

これと同時に面積や機能が適正なバランスになるように、建物の配置計画等も再構築していきまして、更地に建設する場合と比べますと、どうしても工期がかかるという現状にございます。そのほか、省エネ設備でありますとか、セキュリティシステムの強化など、その時代のそれぞれの要請に応じた施設整備を図る必要がございます。このような考慮事項を考えますと、どうしてもコストが増加するという面がございますけれども、我々としては、そうした中でコスト削減に向けました取り組みを様々行っているところでございます。もともと刑務所の建設というものは、監獄法の時代から現在に至るまで、刑務所建築は堅牢を旨とし、虚飾を避けるべきだということをモットーにしておるところでございます。無駄なコストをかけないという精神で、施設を長期間にわたって利用してもらうということで建設を行っているところでございます。

そのほか、我々の行っておりますコストダウンの取り組みでございますが、その前に今の虚飾を避けという部分でございますけれども、38ページの資料を御覧いただけますでしょうか。一例ですけれども、38ページの資料の真ん中の部分を御覧いただけますでしょうか。収容施設の建築仕様というものを御覧いただければと思うんですけれども、通常の建物であれば、配管等は隠す形で整備しているかと思いますが、安全等に問題がない場合にはこのように配管をむき出しにするというような形など、必要のないものは行わないという形で整備をしているところでございます。一般的には躯体と仕上げ比率が6対4程度と言われているものを、収容施設の場合にはおおむね7対3というようになっているように、内装に割くものが小さくなっているという形で、コストをかけないように工夫しているところでございます。

また、主要設備につきましては、今までは確かにスクラップ・アンド・ビルドというような形で行ってきた部分がございますけれども、既存ストックの有効活用に転換しつつあります。仕上げや設備などの部品や材料の更新、保全によりまして施設の性能を維持し、新たな需要に対応することで、収容施設についても建て替えが必要なものは質のよいものにする、使える施設は大事に使うという形で行っていけば、徐々にではありますけれども、長期的にコスト削減が図られるというふうに考えているところでございます。

現在、建設している施設につきましても、改良を加えて長く使えるように整備しております。新たな変化に対しても改良を検討し、より長く使えて、かつ逃走などの事故防止に役立つ施設を整備していきたいと思っております。老朽化した施設を良質な長寿命の施設に建て替え、大事に使っていくことによって、長期的にコストを削減することができるのではないかと考えているところでございます。

また、工事期間が長引くほど、グラウンドがなくなるなどの機能不備の状態も続くこととなりますし、また、最終セキュリティラインとなる工事用の仮設塀が長期間、設置される状態は職員の負担増も伴いますから、早期に解消を図る必要があると考えております。また、

効率的な仮設計画がコストを縮減する上での重要なポイントになっておるといふふうにも考えております。工事の積算基準が昨年度、改定されて、工事期間が長くなると工事費がアップするようになりましたので、整備範囲を最大化にすることによりまして、ころがしの回数を必要最低限として、事業期間を短くすることがコスト縮減に関しての重要なポイントになるというふうにご考えているところでございます。

このころがし計画につきましては十数年程度を要することもありまして、工事期間中、施設の機能のバランスが崩れることから、各施設の全体改築計画を見直すことによりまして、仮設費等を最小にした計画的かつ効率的な予算執行を図っているところでございます。先ほどの38ページを見ていただきますと、38ページの一番下の段の事例2と書きましたのが、そのようなころがし計画の取り壊し建物につきまして、工事期数を減らすことによるコスト縮減の例でございます。また、事例1とございますのは、集約的に建物を建てることによりまして、コストを縮減しようという試みでございます。

小村コーディネーター 大分過ぎているので、コンパクトにまとめてもらえればと思います。
施設課 申し訳ございません。

そのようなことで我々はやってきておりますけれども、レビューシートの成果目標達成実績につきましては、事業の継続中にどうしても一方で事業を行いつつ、他方で老朽化が進むという状況がございますので、建て替えも行っている一方で要建て替え面積も増えるということで、なかなか新たに建物を建てたことによって、一気に達成度が上がるということにはまいりません。そのため、達成度の部分が余り高くなっていないということになっておりますけれども、今、申し上げましたような長期的な計画によって徐々にではありますけれども、達成度を上げてまいりたいというふうにご考えておるところでございます。そのほか、細かいことにつきましてはレビューシートに記載したとおりでございますので、よろしく願いいたします。

小村コーディネーター それでは、この事業の論点につきまして、会計課長から御説明をお願いします。

会計課長 ただいまの説明の中に一つの取り組みとして紹介されましたけれども、刑事施設の全体改築につきましては、工事期間が長期間に及ぶことがございます。そこで、各施設の全体改築計画を見直すことによって、仮設費等を最小限とした計画的かつ効率的な予算執行を図ることができないかというのがまず一つの論点になろうかと思っております。

次に、施設整備におきましては、様々な理由で工事着手までに長期間を要するという現状がございます。公共工事の透明性、公正性の確保の観点から総合評価型工事入札ですとか、設計業務のプロポーザル手続が導入されるといったことがございます。また、土壌汚染ですとか、地域防災等への対応が強化されるといったようなこともございます。先ほど御説明の中にありましたとおり、施設につきましては建物の長寿命化等に配慮した施設構造や形態を検討することが必要と思われましても、速効性のある施設整備を行うために、地域防災、土壌汚染等々の調査等を効率的に行って、各工程の期間短縮及び効率的な予算執行を図れないかも論点になろうかと思っております。

また、矯正収容施設の整備に当たりまして、施設整備と運営にPFIの手法を用いた事例がこれまでに2庁ありますが、今度、そういった手法を用いて刑事施設の整備を図ることができないかという点、さらには刑事施設の中には広島などの都市部に所在しているものがあ

りますが、都市部に所在する施設を売却して地方に移設することはできないかといったような点も論点になろうかと思えます。

最後に、現在の刑事施設は老朽化が著しく、数年後から耐用年数を迎える施設が集中して、施設整備費の増大が予想されます。そこで、刑事施設の中長期的な整備計画について建て替えと既存建物の改修等、総合的に施設整備の見直しを行うことによって、効率的な予算執行を図ることができないかという点も論点になろうかと思えます。

以上です。

小村コーディネーター ありがとうございます。

今の説明のうち、PFIと地方の側にどんどん移していく話は後からにしまして、まず、最初に事業費の中身、コストダウンとか、そういったところから入っていければと思います。そうしましたら、どなたからでもよろしいですが、いかがですか。では、瀬戸さん。

瀬戸評価者 治安とか、あと、建築基準法からの関係で建て替えをしなければいけないという必要性に迫られているというのは重々承知できるんですが、コスト削減とか、保安上の最適な工事とか、幾つかの代替案を検討してネーミングが余りよくないんですが、「ころがし法」を選んだ。「ころがし法」がなぜ一番よかったのかというのはどういう論点なんですか。多分、私は例えば別の施設に分散して犯罪者の方を収容して、見ますと80%ぐらいの収容率なので、うまく分散して1カ所を全部空にして、一気に工事してしまう方法とかあるんじゃないかなと、幾つかの方法があると思うんですが、なぜ、「ころがし法」を選んだのかということをお聞かせ願いたいんですが。

矯正局 矯正局の総務課長でございます。

一つの施設を空にしてしまうと、今、お話があったんですが、これを実はある程度、大きな規模の施設でやるのがなかなか現実には難しいということがございます。といいますのは、確かに数の上だけでは、今、80%の収容率だから入るだろうとおっしゃるとそのとおりなんですが、刑務所というのはそれぞれ収容者を分類して、この施設はこういう受刑者を入れて処遇していくんだというようなことをやっておりまして、各受刑者はそれぞれその施設で顔見知りの職員ができて、その施設の処遇になじみ、生活をしてきておりますので、それをある時点でばらばらにして、50名ずつ単位でどこかの施設に送ってしまうというようなことをやってしまいますと、なかなか処遇を継続することも難しいですし、職員との人間関係も壊れてしまうと。そういったことがありまして、やるのは難しいということがございます。

それから、収容率の関係なんですが、80%という結構、すいているというふうに思われるかもしれませんが、刑務所の特質として、実は100%収容して運営することは、本来では不可能です。常に空き部屋をあけておくという形で運営しないと、刑務所というのは実は回らない仕組みになっておりまして、その意味では80%ぐらいが実はうまく動く収容率であるというような実務上の要請もございます。そんなところです。

小村コーディネーター そこは何でなんですかね。

矯正局 80%ですか。といいますのは、収容定員というのは、要は居室に何人が入るかというのを数えたものでして、単独室の数あるいは共同室は6名ぐらいの多いんですが、単に掛け算をして満室にしたら何人が入るかというのが収容定員なんです。しかしながら、刑務所というのは受刑者を例えば共同室でけんかをしたら、すぐに6人なら6人を引き離して、個別の単独室に6人を入れなければいけない。あるいはある単独室で反則行為をした受刑者

がいたら、その部屋を全部検査をしなければいけませんから、部屋から出して別の部屋に入れなければいけない。その部屋を細密に検査をして、何か、細工や隠し事がされていないか、そういったことを調べたりもする。それから、受刑者同士と一緒にできない身柄もありますし、違う工場で働いている受刑者を同じ部屋にはできないと。いろんな形で受刑者を区分けしたり、動かしたりということができない余裕がないと回らないということで、実務的な感覚では80%ぐらいが本来は上限だというようなところになっているということでございます。

瀬戸評価者 私の質問は、そういう代替案を幾つか考えて、デメリット、メリットがあって、そういう検討はされたのかということと、あと、もう一つは短期ですよ、6か月ぐらいで運用上、何とか、今、言ったいろいろな問題、運用上の問題がありますけれども、6か月ぐらいで建築を全部、片をつけた場合、特例として、その辺の今の運営上の問題はクリアできないのかなというふうに思ったんですけれども、代替案は考えたんでしょうか。

施設課 官房施設課の上席施設企画官をしております徳広でございます。

実際には大規模施設は難しいというふうに矯正局の方から、今、お答えしていただきましたけれども、小規模庁、例えば拘置支所ですとか、そういう小規模庁は実際には収容調整をさせていただいて一気に建て替えをしています。だから、できるものは実際にやっているんです。なおかつ、6か月というのは非常に小さい規模の建物がぎりぎり躯体が完成するぐらいで、実際には仕上げとか外構も入れると8か月から10か月ぐらいかかってしまうのと、それから、例えば3階、4階建てとか、規模が大きくなりますと1年未満で建て替えるのは厳しいとか、あるいは人を収容調整してということは、そこに古い建物が残っていますので、古い建物のまず解体をして、そこについて追加の調査をするとか、あるいは土壌汚染があれば、その処理もしなくてはいけないということで、実際にはやっぱり6か月ではなくて、1年から2年の間の期間というちょっと長期間になってしまうということもございます。

小村コーディネーター でも、転がしていてもきちんと土壌の調査とかはされているわけでしょう。別に転がしたからやらなくていいという話じゃないですよ。

施設課 ではなくて、6か月の中では足りないですよという御説明……。

小村コーディネーター だから、例示として瀬戸さんは6か月と言われたかもしれないんですけども、結局、転がしていくよりは短い期間でできるわけですよ、一括で建て替えられた方が。そうでしょう。

施設課 もちろん、一括で建て替えた方が早くできるのはおっしゃられるとおりなんですけれども、今、先生がおっしゃられたことに対応しますと、結局、大きな建物ではなかなか一括して動くというのが難しいというのは矯正局の方から御説明があったところで、小規模のものについては現実にやっておりますし、ただ、現実にはやっておりますけれども、期間がなかなか6か月という短い期間でやるのは難しく、一気にやっているものについてもある程度、期間がかかっているんだということを御理解いただければということでございます。

小村コーディネーター ちなみに転がした場合と転がさない場合というもの、大きさに応じてなんでしょうけれども、コスト比較でいうとどれぐらい一気にやった方が安くなるんですか。そういう数字はありますか。先ほど長期になれば建設歩がかりが高くなるような制度改正なんかもあって、より短縮した方がということであれば、今後、ますます、そういう意味では一つの候補ではあるわけですよ。そういう意味から、多分、瀬戸さんはお聞きになっているんだと思うんですけども、あと、先ほどの人の話にしても長期の計画の中で言えば、全

体に今までと状況が違って、空き室率みたいなのも上がってくれば、計画的にどこかを余り入れないようにしながら動かしていくということも、できない方向から考えるとできませんということですが、やろうと思えば幾つも手があるんじゃないかという気もするんですけども、そういった点から今の数字とかはどれぐらい違うものなんですか。わかりますか。

施設課 いろいろ諸条件についてありますので、一概には申し上げにくいところではありますが、例えば現在地で仮に、今、収容者を何とか処理することができたと仮定した場合には、一遍に解体をして一遍につくるということになりますので、仮設費等でいけば全体工事費の1.5%ぐらいというのが節約できるのかなど。

小村コーディネーター 1.5%ぐらい、節約が1.5。

施設課 というのは、仮設というのは実際にはころがしのときには、仮設も転がしていきますので、再利用する部分もありますので、必ず全部、一遍に増えてしまうというわけでもありませんので、そういう工夫をしながらやっているところも含めると、その程度という例。

小村コーディネーター 高橋さん。

高橋評価者 二つ、質問があります。

一つは、先ほどの定員の話ですけれども、37ページを拝見しますと定員は増えた、そして、一方で収容人員は落ちてきている、したがって、収容率が下がってきている。このままトレンド線を延ばしていくと、ずっと収容人員も減っていくように思うんですが、その辺の見通しはいかがなのかということが一つです。そういうことも勘案した上でやられているのかということです。

それから、もう一つは、先ほどからのお話ですが、一括建て替えに関する代替案ですけれども、どこまで現在地建て替えにこだわらなくてはいけないのか。例えば拝見していると30年、40年代に建てられたものが多いということは、当時に比べて、今ある刑務所というのは、相当、市街地の中に入り込んでしまっているはずですよ。ということは、そこに多額のいろんな様々な付加経費をかけて作り直すのがいいのか、それともいっそのこと、その土地を売ってしまって、かなり多額の金が入ると思いますから、それをもって、もっと別の場所に移すとか、そういうことも含めて、単に1カ所の施設の中で繰り返すという話ではなくて、日本にある刑務所全体のパイの中でどう動かすかという発想はされていないかどうか。その2点をお願いします。

矯正局 では、まず、最初に収容人員の今後の動向がどうなのかということなんですが、はっきり言いまして、刑事施設というものは来る者は全部入れるということで、こちらで収容人員のコントロールができる立場には当然ございません。その意味で、非常に動向の分析は難しゅうございまして、37ページの表を見ていただくとおわかりのとおり、最近で一番少なかったのは平成4年とか5年とか、このころ、非常に収容人員が少なかった時代がございます。この当時、実は我々法務省部内でも刑事施設はこんなにたくさんなくてもいいんじゃないのかと、少し統廃合したらどうだというような意見が出たときもあったんです。

ところが、それがどういう原因かがはっきりわからないうちに、あれよ、あれよという間に、1年間に3,000人、5,000人というようなペースで増えてくるようなときがございまして、そうなりますと、毎年、刑務所の二つ、三つ、つくっていただかないと間に合わないような増加で、あっという間に定員オーバーになってしまったと。先ほども言ったよ

うに80%ぐらいがちょうどいいというところですし、100%になりますと実際には単独室に2人を入れる、あるいは6人部屋に8人、9人を詰め込むというようなことをしないと、施設が回っていかないことになります。

そういった状況を経験して、現在、幸いにもまた少し落ちてはきているんですが、はっきり言って、今後も落ちるのかというと、なかなか見通しが見つからない。特に裁判中の方の未決拘禁者の数が減りどまったというか、一番多かったときは1万2,000人ぐらいいた時期があったんですが、平成14、5年でしょうか、今は8,000人前後の未決拘禁者が常時、刑事施設に入っているというような状況がずっとここ数年、続いておりまして、その状況を見ますと、裁判所で有罪になる率が著しく減るとか、そういうことがない限りは、そろそろ下げどまって平行線になるのかなというところなんですけど、すみません、この動向の分析はなかなか難しいです。

瀬戸評価者 きれいな何か線を統計学の人判断、トレンド分析……。

小村コーディネーター かなりトレンド的には出てきているようなところがある。

瀬戸評価者 人口とか犯罪発生率とか、あと、この傾向を見たら。

小村コーディネーター では、高橋さんの二つ目の現在の場所での建て替えにどこまでこだわられますかという、そういうお話についての。

矯正局 コストの方は私どもの方からは申し上げられませんが、刑務所というのは地域社会とのずっと関係を保って存続してきたということがございまして、受刑者の処遇といえども、地域と切り離して行うことはできません。様々な方に施設に来ていただいて、受刑者に対する教育や指導、そういったものやっていたことがございます。そういった地域の方に理解をいただいているからこそ、初めて施設が回っているんだということがございます。その意味では、例えば少し離れたところに適地があって、そこに移せるというのであれば、おっしゃったようなことは全然問題がなくできるんですが、とてつもなく離れたところに行ってしまうとか、余りにも不便なところに行ってしまうと、そういった外部の方のいろいろな援助を受けること、あるいは受刑者の医療、お医者さんを確保することも難しいですし、いろんな日常生活に必要な物品の調達もなかなか難しい。

高橋評価者 わかります。それをおっしゃるのであれば、ところが昭和30年代、40年代に刑務所があって、その周りがどうだったかという環境と今は全く変わっているじゃないですか。そういう意味ではおっしゃるような説明というのは、30年代のころと今とを比較すると全く説明にならないと思うんですけども、というのは、この数十年の間に交通機関も何も全部変わっているわけですよ。だから、昭和30年代、40年代のそのときに、こういうところが望ましいといってつくられた場所と、今、望ましいかというのと全く違うじゃないですか。人間関係だけじゃなくて、いろんなロケーションとか、いろんなことを考えたときに。だから、要するに当時、つくったのは少々郊外につくったかもしれない。府中なんかそうだと思うんですけども、今だったら、もし、同じ発想で郊外につくるとすれば、もっと遠いところでも構わないですよ。人間関係だけをおっしゃいますけれども、ほかのいろんなことを考えたら、場所を動かすということのメリット、デメリットというのは、もうちょっと厳密に考えないといけないんじゃないかと思うんですけども。

矯正局 確かにメリットもデメリットもあるとは思いますが、昭和30年代、40年代にそこにできたというよりは、もっと前からそこにある施設もあるわけでございまして、まさに

地域の方に支えていただいたということで、そこを切り離してしまうと、特に今は刑務所を建てるといえば、まさに反対ののろし旗が上がるというような時代でございまして、なかなか、昔のように、まあ、いいかというようなことで簡単に事は運ばないということもございます。当然、職員も地域で生活をしている者たちでございますので、職員の家族の問題もありますし、様々な問題があるので、もちろん、一切動きたくないと言っているわけじゃなくて、適地があって可能性があるのであれば、多少、郊外に行くということはあるんだと思います。

高橋評価者 そういう適地を積極的に探されるとか、あるいはもし1か所でもあれば、そこに新規の施設を建てることによって、今度はどこかのほかの箇所を建て替えるときに、いつとき、そっちに移すとか、要するに転がさなくても済むようなことにもなりますよね。そういうことまで含めてトータルで検討されているのかということなんですけれども、適地を探すのが難しいのはわかりますけれども。

太田評価者 今のお話の関連で。今のお話で1点、にわかに信じがたい点は、都会部分に置いた場合に、不動産を売却した場合のキャッシュフローというのは巨額なものがあると思うんですね。かなり都市部であれば、土地の固定資産の価格というのは非常に大きいものがありまして、それをもう少し郊外といいますか、あるいは人の少ない、人口の少ない過疎地に持っていった場合に、その差額はすごく大きいと思うんですよ。今の御説明では、その差額を正当化するほど強い説明のように聞こえなかったんですけれども、本当にきちんと試算されて、こちらの方がいいという判断ですか、あるいはとりあえず現状維持でいいと。きちんと効果測定はされているんですか。同じ場所につくった場合と外部で買った場合のコスト的どちらが有利かというのをきちんと試算されて、もう一回、つくられているんですか、毎回。

施設課 施設課の方で、建設の関係では私たちがお答えすれば適切かなと思うんですけれども、刑務所ですと、それなりに広い面積がというのがございますので郊外といいますか、地方ということで、かつては地方に動いた施設というのもあったんですけれども、そのときの状況ということも我々としては反省として持っているところがありまして、離れたところで、それだけの広い平らな土地が確保されていて、下水ですとか上水ですとか、生活に必要なインフラがきちっと整備をされているというような状況というのはほとんどないといいますか、かなり少ないのは事実なんですね。

我々の方でかつて都市部にあったものが移って、施設の管理に苦労しているというのも実はあるんですね。何かというと、そのときはいろいろ基礎の関係でも、まだ技術がそこまで進歩していなかったというのもあるんですけれども、山を切って埋め立てたりとか、そうすると、切ったところは頑丈なんですけれども、埋め立てたところというのは実際には土が落ち着くまで10年、20年、かかるようなところを平らにしたから、そこに建ててくださいという話で、そこに移った、経験した施設もあるんですね。結果、どうなっているかということ、今も地盤沈下が続いていて渡り廊下がぐにゃぐにゃになったりとか、埋設配管の維持管理に非常にお金がかかっている。だから、そうすると、その建設の条件ですか、基礎も含めて、そうすると建設コストと将来にわたるリスクも含めて検討をしなければいけないなということで、どちらかというと、平地で地盤がいいようなところであれば、なおかつ、排水とか給水が近くまで来ていると。

こういうようにぜいたくを言っているかもしれませんが、もとのところの敷地を売

って、土地も購入して建物も建てるというのを我々もかつてはやっていましたものですから、その中の経験としては土地も売れた時代もありました。それから、それで土地と建物を買って建てた時代もありました。現状は新しく行くところで、今、それだけ広い土地を求めようかと思うと、なかなか、公共下水が整備されていないとか、水道をこれから引かなければいけないとか。そういうインフラ整備のお金までそれに乗せますと、ペイできるレベルというのはなかなか厳しいというのと、それから、土地も今、評価額は高いんですけども、なかなか、すぐに売れないと。これは法務省が直接売るわけじゃないんですけども、そういうところもあって、財源率が100%ですぐ売れそうだという、かなり条件がいいところじゃないと、なかなか特定国有財産整備勘定というんですけども、そういうところも採択していただくのも、非常に条件が厳しくなっているというのも事実でございます。

だから、我々もどっちが安いかということを考えると、土地代もかかりますのですぐ売れるかどうか、それから、行った先のインフラ整備のコストをどれだけ確保しなければいけないかというところは、大体、新営のときには試算をさせていただいて、当然、現在地改築が適切なのか、それから、移転候補地を探したのか、探していないのかと、そこまで含めて法務省単独では決められませんので、国有財産を取得するときには財務省さんと協議させていただいて、そこも全部クリアをして、現在地建て替えの場合にはお認めいただいているというのが現状でございます。

太田評価者 土壌の山を切った場合に沈むというような話というのは、そのあたりは法務省さんでおやりではなくて民間でお願いするんですか。つまり、国土交通省さんとは別に独自にいろんなものをお持ちだと。その部分が御省が得意な部分もあるんでしょうけれども、苦手な部分もあるでしょうから、例えば一般の技術が地盤のそういう強化というのは、かなり進んでいるだろうというふうに想像するんですけども、それは十分にキャッチアップできているんですか、御省の技術としては。つまり、御省独自でやった方が安上がりな部分もあるでしょうが、そうでない場合もあるだろうと思うわけですね。山を切り開くというのは、そんなに回数もないでしょうから。

施設課 それはかつての一例として挙げたんですけども、現状はそれだけじゃなくて、山を切り開くようなところだと、下水も水道というのもまた別に、別途、整備しなくては行けませんから、そういうインフラ整備と比較して、どちらがコストとしては適切でしょうかということで、我々が予算要求するときは、そこも含めて財務省さんに御審査いただいて、御了解いただいているのが現状ではあるんです。

太田評価者 そこが少しにわかには信じられないのは、メーカーが都心の真ん中でもう1回、工場をつくらなくて出ていくケースは幾らでもあるわけですよ、工場等。このときにインフラで水が引けていないからどうこうと、それをトータルで考えた上でどんどん地方に出て行って工場をつくっていると。工場も山を切り開いてつくった方がいいというより、当然、平らなところがいいわけです。民間でそういう意思決定でどんどん出ていっているのに、刑務所だけは都心にあった方がいいというのは、にわかには信じられないということですが、何か追加的に民間の工場は行けるけれども、刑務所は行けない追加的な理由はありますか。

矯正局 先ほどの繰り返しになりますけれども、地域との関係ということなんだろうとは思いますが、例えば広島刑務所は先般、皆さんも御承知の逃走事故を起こしまして、地域の方からも大変おしかりを受けました。ただ、その後、また、一生懸命、再生のための取り組み

をやっている中で、やっぱり、刑務所があることで通学する子どもたちが安全な、要するに制服を着た刑務官が巡回をしてくれていると、それが通学時の子どもたちの安全にも役に立っているとか。

太田評価者 それはにわかに信じられないんです。刑務所は一般的には忌避施設だと思いますが、いかがですか。ぜひ、来てくれという話ですか。

矯正局 ですから、来てくださいと言ってくれる方はなかなかいないんですが、今、現にある地域において刑務所があるおかげでと言ってくださいの方がいるということです。

太田評価者 それは皆さんの御努力で何とか受け止めたということであって、それによってむしろ、ぜひ、いてくださいという話にはなっていないんじゃないですか。

矯正局 広島の話なんですけれども、子どもたちの安全ということに加えて、いざ、震災等が起きたときに、結構、広島刑務所のある地域は低い……。

太田評価者 もし、その事実が十分に伝われば、あちこちの自治体がぜひ我が市町村に刑務所は来てくださいという話になるはずなんですけれども、そういう状態なんです。

矯正局 残念ながら、ぜひ、来てくださいと言っていたいた時期も実はかつてあったんですが、今、我々も新たに新しく施設をつくるような状況にはなっていないものですから、そこは今はオファーはそれほど多くはございませんけれども。

小村コーディネーター 高橋さん。

高橋評価者 一つの施設を建て替えるときに代替地があるかどうか、そういう検討がされているとは当然思うんですけれども、施設課さん全体として要するに代替地なり、別の場所を探す努力をされているのか、例えばほかの役所なり、国有地なり、相当あると思うんですが、そういうところをターゲットにして、代替地を探される努力をされているのか、もし、それが1カ所でもあれば、現在地建て替えというところから逃れて、ころがしをしなくても済む可能性が出てくるわけですね。毎回毎回、一つの施設を建て替えるときに代替地を探すという話ではなくて、トータルとして代替地なり、代替施設をどれだけ確保できるかという観点で常日ごろから探しておけば、実際の建て替えのときにそのサイトを使えるわけですよ。そういう検討はされているんですか。

施設課 施設を新営する、現在地のころがしとか、そのときには同じような観点から国有財産の有効活用というところで、取得調整というシステムがありますけれども、その中では同じような御指摘をいただいて、我々の方も同規模、今の我々が必要とする敷地とかいうのは地元施設の協力を得て、近隣にないかということは探していただいています。適地がある、ないということを御説明して御了解を得た上で、現在地ですとか、あるいはもっと探さないかという御指摘を受ければ実際に探して、結局、ただでもらえる土地というのはありませんので、そういう意味では評価額とか……。

高橋評価者 だから、私の申し上げたいことは、今ある施設を建て替えるときに、近隣に代替地があるかないかという検討ではなくて、施設課さん全体として日本全国の中で適地がないかということで、常日ごろ、探されていれば、そこにつくっておけば、逆に建て替えるときにそこに一定期間、移すということもできるでしょうし、あるいは新規にそこにつくるということもできますよね。

施設課 土地を確保していればと。

高橋評価者 そういうことです。だから、要するに日本全体の中で、そういう場所がないかと

いうことを常日ごろ……。

施設課 刑務所適地を常に探して、適地の候補地を見つけておいて、その適地に必要が生じたときに建てていくと。

高橋評価者 あるいは、そこに恒久的なものを建てておけば、一時的にそこに移して一挙に建て替えることができますよね、ころがしではなくて。

施設課 恒久的なものを建てるというのは、将来的な需要を満たすために、そこにとりあえず刑務所をつくっておくというようなイメージでございませうか。

高橋評価者 それはいかようにも考えられると思うんですけども、だから、そこにも恒久的なものをつくって、どこかを廃止してもいいでしょうし、あるいは仮設的なものというか、一時的にしか使わないことで、でも、全国で常に建て替えているわけですから、常に建て替える場所の人たちをそこに一時的に連れてくるとか、いろんな考え方があると思うんですけども。

施設課 確かに御指摘のとおり、いろんな考え方があるかと思えます。ただ、一時的なものというのはなかなか刑務所の場合、なじむかという問題がございませうし、やはり、つくる以上は堅牢なものをつくらないと保安の問題もございませうので、そういう意味では、一時仮設的なものというのはいかがかと思うんですが、おっしゃられるとおり、いろいろな候補地を探して、そういうところを検討しておくということは、当然、ある話でございませう。ただ、一方で建て替えるの需要との関係で、需要に合った建物を建てられるのかというのは、個々の需要との関係での見合いで考えていく話でございませうし、適地がもちろんあれば、それを候補地として検討していくことにならうかと思えます。

高橋評価者 適地がないから転がしてコストがかかってくるわけですね。ですから、適地を探せばいいわけですね。その努力をされていなければ常にコスト高になっちゃうじゃないですか。

施設課 全く探していないかといいますと、ただ、現在は少なくなっているとはいえ、いろいろな方から刑務所建設のオファー等があれば、そこが適地かどうかということは建築的な観点からだけではなくて、矯正収容施設の立地としていいかという問題がございませうので、矯正局さん等の方でまず第一次的にはオファーが参るかと思えますので、そういった点も含めて、我々もあわせて検討はさせていただいているところですが。

小村コーディネーター 太田さん。

太田評価者 今の件に関して言うと、待っているだけではだめだと思いますよ。オファーが来たら検討するというんじゃなくて、積極的にいかないといけないと思うんですが、あと、もう1点、大規模化というのはどの程度、考えていらっしゃるんですか。先ほど80%ぐらいが適正ということは、そもそもの定員の考え方が間違っていると思うんですけども、いろいろ転用するフレキシビリティが必要だということは、要するにかばんなんかを考えますと、同じ容量でも小さいかばんであると物はたくさん入らないですよ。

大きい入れ物であれば柔軟に運用できるので、当然、80%でなくても90%でも95%でも、同じフレキシビリティが確保できると思うんですけども、すると、設備がどんどん大規模化して、どこかにまとめていった方がいい。そうすれば、間接費の人員の部分についてもコストが削減できるので、直接的なところは減らせないでしょうけれども、すると、全体としてかなりコスト削減ができると思うんですよ。そうすると、大規模化ということに

についても考えていけないといけないと思うんですが、いかがでしょうか。

施設課 大規模化については、私たちも実際には実施しております。例えば過剰収容がずっと続いてきた中で、何とか解決しなければいけないということで、これも補正予算で予算をいただきましたけれども、栃木県の方には2,000名規模の大規模施設を実際につくっております。ということで、今後、つくるのが全て大規模でつくればいいのかというところは、十分、検討しなければいけないと思いますけれども、収容状況のできる限りの中で見きわめた上で必要なものということで……。

太田評価者 それで、大規模化によるコスト削減の具体的なデータというのはありますか。何人だと例えば直接費、間接費の比率はこんなものだけでも、大規模だと間接費はこれだけ抑えられた、あるいはオペレーション上、定員充足率はこの程度で済むと、そういったデータをとって検討されているかどうか。やったことがあるということではなくて、事前に計画的にそれをやった方がいいというデータをとって、計画的にされているかどうかという。過去の経験でやったことがあるということはわかりましたけれども、それはきちんと計画されて、ねらったコストダウンのところを達成しようとしてやった組織的な努力なのかということをお伺いしたいんですが。

施設課 2,000名の規模を建設させていただいたときには、本当に過剰収容がピークになるろうとしているときでしたので、これは逆に言うと、収容の通常、本来であれば我々はユニットという考えをしていますけれども、大規模にしても2,000名を一遍に管理することではなくて、例えば500人ぐらいのユニットを四つ組み合わせることで2,000名の規模とするということで、運営管理も考えた上でのそういうユニット化ということで、今、2,000名規模というのを検討してやらせていただいたんですけれども、このときでも2,000名の方をいっばいつくればいいのかというところではなくて、過剰収容対策も並行してやっていたので、現在の施設を収容を増やして行って、現在のストックも生かしながら増やす、それから、どうしても足りないだろうと見込んだところを計画的にということで、そのときは2,000名の施設を一つと1,000名の一つ、日本では二つをつくっておりますけれども、そういうふうな形をさせていただいています。ですから、コストの面でいけば、そのときに関しましては建設コストとしては一遍で建てる努力をそのときはさせていただきました。

太田評価者 建設コストの話だけではなくてオペレーションのコストの話。具体的な数字がぱっと出てこないというのは、実は本当は把握されていないのではないかとこの疑念がだんだん出てきているということなんです。つまり、例えば直接費と間接費の経費の比率というのは、大体、刑務所というのは平均的にどうなんでしょうか。すぐ、その数字が出てくるかどうかということなんです。

矯正局 直接費と間接費というのは何をもって直接費と間接費と。

太田評価者 直接的に法的権力の執行のために絶対にこれは国家公務員がやらないといけないような直接、受刑者と触れるような部分の経費と、バックヤードの例えば事務管理をしているようなものの経費というのは、当然、分けて把握していらっしゃると思うんですが、そういうものの経費があれば、例えば後ほど出てくるようなPFIだったら間接部門はPFIに出せるだとか、あるいは8割程度が最適とおっしゃった場合に、オペレーションをこういうふうにすれば、実は8割じゃなくても大規模施設だったら9割でもいいかというような数字

というのは、全然、把握されていないんですか。感覚的におやりになっているんですか。

小村コーディネーター あるいは固定費と変動費みたいな、規模の話でいけば、そういう話。

太田評価者 固定費と変動費でもいいですけども。

角評価者 よろしいですか。今、議論がかみ合っていないような気がするんですね。それは一つは大規模な刑務所を例えば栃木におつくりになったとおっしゃるように、過剰収容の対策として、それだけの大きな物をつくったとおっしゃって、多分、こっちが言っているのはそうじゃなくて、もしも違ったらごめんなさい、例えばイフですけども、統廃合なり、何なりして、500、500という刑務所を、一つのところに1,000をつくったら、どれだけコストダウンになりますかということ、過剰収容対策という話ではなくて、これからどうするかというときにグラウンドデザインの一つとして、拘置所はなかなか難しいと思いますけれども、刑務所の場合にそういう統廃合をして大きくして、規模のメリットというのが出るんじゃないんですかという話をこっちはしているのです、そのところがかみ合わない。そういう質問をしたときにどうでしょうか。だから、これからそういう統廃合とかの可能性とかを探って、それで、これだけ特に人件費の面でコストダウンになるからとかいう、そういう検討をなさったことはおありですかということですが。

太田評価者 なければ、ないということで構わない、本当は構わなくないんですが、とりあえず、この場としてはそういうふうにおっしゃっていただければと思うんですけども。

矯正局 間接費とか直接費というような形で、私どもは物を考えたことはないんですが、受刑者の処遇というのはトップにいる人間がある程度、受刑者の様子がわかる規模というのがありまして、実務的には本来、500人ぐらいが一番適切だというのが、要するにトップにいる人間も受刑者の様子がある程度、わかっているということなんですね。

太田評価者 例えば500人ずつの三つの部門に分けて、もう一人、上にトップを置いたら、トップの人件費の差でしかないですよ。要するにもう一層深くして、わかる人を3人おけばいいわけですね、1,500のものをつくったら、2,000のものをつくれれば、500人規模がわかる人を4人置いて、上にもう一人、所長を置けば済むことで、そんなに決定的な理由のように聞こえませんが。

矯正局 いいえ、ですから、あくまでも実務的な感覚として全体を……。

太田評価者 ですから、実務的にも問題ないんじゃないかと申し上げているんですけども。

矯正局 ですから、ユニット化をすることで、まさに対応ができて、最近はその形です。実際に建物も建てていただいて、それで何とか運営はしているんですが、ですから、その程度の規模でしたら集約化というのは、特にそれほど問題のない受刑者を収容している施設では可能だと思います。

太田評価者 500人ずつユニット化した場合であっても、バックヤードは共通化できますので、コストダウンができるわけですね。

矯正局 どのくらいという数字は、今、にわかには申し上げられませんが、いわゆる総務系ですよ、庶務・会計・用度というような分野の職員の数というのは、500人の施設を四つつくってそこに置くよりは、確かに全体としては減るだろうとは思いますが、問題は、ただ、全ての施設でそれができるかということ、例えば無期懲役の受刑者を収容するような、そういう施設は数が多くなることで大変危険な状態になることがありますので、そこは、今、例えば旭川なんかは無期懲役などの要するに長期の受刑者で、特に犯罪傾向の進んだ者を入

れているんですが、こういうところは小さな集団をつくって管理していくようなやり方をしないと、なかなかうまく回っていかないということがございます。

太田評価者 集団を分けて管理しても同じ場所にあってはいけないんですか。というのは、単純な話、規模を大きくすると面積の方は自乗で増えていきますけれども、回らないといけない周りは1乗のオーダーで増えていきますので、周りをきっちりと固めるということを考えたって、規模は大きい方が有利だろうと思うんですよね。

矯正局 刑務所の中に刑務所をつくるみたいな形で分けていった中で、大きな団地みたいな大きな刑務所があるというイメージでしたら不可能ではないと思います。要するに複数の何か物があるのがまとまっていると。

太田評価者 まさにそういうイメージで申し上げているんですが。

矯正局 そういう形であればできないことはないんですが、ただ、それが組織としてバックヤード部門はいいんですが、そうじゃない部門まで全部一緒くたにしてしまうと、職員の専門性も違ったりもしますので。

太田評価者 ですから、先ほど直接費と間接費の比率をお伺いしたんですよね。直接費は減らせないと思うんですよ、そういう意味では。間接部門というのはかなりそれで削減できるので、直・間比率を把握されていますかという質問を先ほど。

瀬戸評価者 関連するところで。

小村コーディネーター そうしたら、シートを書き進めながらお願いします。

瀬戸評価者 PFI刑務所ってありますよね。ビジネス的にやっているの、今、太田先生が御質問したようなデータというのは、かなりそろっているんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺の分析というのはされているんでしょうか。そういうPFI刑務所でやられているようなことを法務省の運営する刑務所の方で、いいところは取り入れるとかいう検討はされているんでしょうか。

矯正局 多分、我々のやっている検討と、今、おっしゃっている部分がずれているのかなと思うんですが、いろんな民間のノウハウを使っていたいい処遇をやっていた部分がありまして、そういったもので使えるところは使っていきたいみたいなんですね。

瀬戸評価者 多分、民間の場合は固定費とか変動費とか、その辺はかなり厳密に評価しつつ運営されているんじゃないかなというふうに思うんですが。

小村コーディネーター 少し、そういう意味で言うと、PFIでやられている刑務所というふうに、今、二つということを出ていきますけれども、それはどういう仕事を民間に任せていて、どこに民の仕組みを取り入れているかというところを少し解説していただいた上で、議論していただいた方がいいかもしれませんけれども、どうですかね。

矯正局 PFIが二つと申し上げたのは、建設設計から始まって運営まで委託しているのが二つでございまして、建設設計は施設課でやっていただいて、運営を委託しているものも実はあと二つございまして、PFIで運営がされている施設というのは全国で4カ所ございます。どんな部分を民間がやっているかといいますと、一つはいわゆる非権力的な業務ということで、例えば車の運転ですとか、経理事務の手伝いとか、そういったような部分は民間がやっております。それに加えてPFIの今の運用している施設は、構造改革特区法がまだ刑事施設の特例があった時代にできたものでございまして、公権力の行使に関わる部分もその程度が弱いもの、例えば受刑者の視察をする、体に触ったりはしないんですけれども、巡回

をして受刑者の様子を見る仕事とか、そういったものは民間の方にやっていただいています。小村コーディネーターであれば、割と瀬戸さんがおっしゃった問題意識というのは、比較的、民間企業のオペレーションのランの方で言うと、普通に変動とか固定とか、直接、間接みたいな話というのは、割と企業の方は把握されやすいものかと思えますけれども、特にそういう情報交換とか、そういったものはされていないですか、改めてもう一回、聞きますが。

矯正局 すみません、直・間比率というような言葉みたいなもので余り把握していたことは、今まではなかったということです。

太田評価者 今、いろいろな例えば受刑者の数であるとか、職員の数であるとか、そういったものに比べて、コストがどういうふうに動くかということ把握されていないと、どうやって減らしていいかというのはわからないといえますか、速度計がない、スピードメーターがない状態で速度違反をしないようにしようみたいな感じなんだと思うんですね、現状を把握されていないと。それは本当に、今、ここでたまたま出てこないだけなのか、本当に把握されていないのかというのは、心配といえますか、どうなんでしょうか。今の印象だと本当に把握されていないのかなという。

矯正局 直・間比率というようなことは……。

太田評価者 直・間比率にこだわるわけではないんですが、ほかのコストを削減しようとするときに、どういう数値に注目して測定されているんですか。

矯正局 今、基本的に私どもが考えているのは、施設のオペレーションに事故がないようにやっていくには、どうすればいいんだという部分がありまして、はっきり申し上げますと、今いる人的資源でもまだ十分ではないという認識があるんです。ですから、その意味ではバックヤード部門はなるべく民間に委託をしていってやっていこうという考え方はありまして、PFIも含めまして約2,000近いポストを今、民間に委託をして回しているという部分は現にあります。それがあって、国家公務員の増員をある程度、抑制できているという思いはあるんですが、何人の施設をつくって、そこに何人の職員を配置するからコストが浮くんだというような発想よりも、どちらかといいますと、今ある施設できちんとした仕事とをされるためにどうやって仕事のさせ方をやって、職員を手当てしていけばいいのかというのが、正直に申し上げまして考えているところでございます。

太田評価者 それは多分、本質的には同じだと思うんですが、少ない人数で効果的に安全といえますか、きちんとした監視ができるというような工夫というのは、ここに注目すれば要するに安全性を確保したまま人数を減らせるのと本質的には同じだと思いますけれども。

矯正局 多分、申し上げている方向が全く逆なのは、今を合理化してもう少し何とか人を減らすなり、何とかできる余地があるだろうという多分、問題意識でおっしゃっていると思うんですが、実は私どもの持っている問題意識は全く逆でして、今、まだ、できていないことがあると。それが要は急激に収容人員が増えてしまった時代に、それに見合っただけの職員はさすがに増やすことができませんでしたので……。

太田評価者 問題意識は逆ですが、注目すべきポイントは一緒ではないかと申し上げているんですが。

矯正局 そういう問題では当然のことながら、いろんなことをやっていますが……。

太田評価者 つまり、今ある資源で最大の効果を与えるときに注目すべきポイントと、今あるサービスを一緒にしてコストを削減するときに見る点は一緒ですので、どういう数字に注目

してコントロールされているんですか。

矯正局 どういう例を挙げればいいでしょうか。例えば広島刑務所で問題になりましたテレビカメラを監視する職員、各施設でいろんなところにテレビカメラが入ってしまっていて、要はそこに直接、職員を配置するよりはコストがかからない。当たり前だけれども、百何カ所もテレビカメラがありますので、そこに全部、職員を張りつけるよりは、当然、カメラで集中監視した方が効率がいい。しかしながら、百何カ所に人が立っているかわりにカメラを監視するのであれば、本当は何十人という職員がカメラを見ていてやらなければいけないだろうと思うんですが、残念ながら、それだけの人が現実にいませんので、1人、2人、せいぜい3人で見ています。こうなりますと、そこに職員がいるよりは相当パフォーマンスは落ちてしまっていて、定点観測的に異常がないかというのを画面を切り替えながら見ていく、あるいは現場から何か情報があって、ここがおかしいというときに、そこへカメラを向けて、その様子を全所的にアナウンスをすると。

太田評価者 パフォーマンスが落ちているというのはどういうことなんですか。

矯正局 例えなんなんですが、昔は刑務所というのは例えば外塀の四隅に見張り台というのを置いて、そこに職員を配置していたんです。その職員が異常を発見すれば、当然、電話や無線で連絡もしますし、その異常のある場所に駆けつけることをすると。ところが、そんなところに職員を置いている余裕がないものですから、かわりにカメラを置きました。そのカメラを監視するようになった。4カ所でしたら1人の人間が画面四つを見て、とりあえず、監視の業務はできると思うんですが、そういったことが今は4カ所ではなくてもっといっぱい……。

太田評価者 例え何かトラブルの件数が激増しているとか、トラブルが起こってから現地に職員が行く時間が例えば3分だったのが15分になったとか、そういうことですか。

矯正局 トラブルの件数は残念ながら増えてはおります。現場に駆けつける時間というのは……。

太田評価者 それはどちらも比喩なので、今、パフォーマンスが落ちているというふうにおっしゃったのは、主としてトラブルの件数が増えているということをおっしゃっている。

矯正局 あと、要は本来、人が立っていればすぐ対応できるものが、画面を見ているだけで当然のことながら見てからだれかに連絡をして、そこへ駆けつけなければいけないという意味で、パフォーマンスが一つ落ちるということも当然あります。

太田評価者 念のためにお伺いしますが、トラブルの件数が増えているのは、受刑者の数で割ったときの1人当たりで増えているということですか。

矯正局 いや、もっとです。

太田評価者 もっと、それよりもはるかに増えている。

矯正局 要はもちろん収容人員が増えたことによって増えるのは当たり前なんですけど、それを上回る比率で残念ながら増えてしまっていて、それは要するに面倒を見る職員の数が受刑者の数に比例して増えていなかったということに原因があるんだろうと思います。

太田評価者 なるほど、わかりました。

小村コーディネーター シートの方は書いてお出しできれば出してください。

高橋評価者 41ページですが、施設整備のイメージでリノベーションをやった方が結果的に建物が長持ちするという考え方はわかるんですが、必ずしもこのとおりになるのかどうか、

なまじ、コストをかけてやったがために、一見、長持ちするようで実はそうならなかったとか、要は計画と実績については把握されているのでしょうか。建物のライフサイクルコストを考えたときに、本当にリノベーションでかけたコストに見合う実績が出ているのかどうか、計画と実績のチェックはされているのでしょうか。

施設課 この表でございますけれども、これは実績ではなくて、最初に御説明しました、今、古い建物、要建て替えを我々はいっぱい抱えていると。この要建て替えを抱えているがために問題も多いんですけれども、それを今度、建て替えるときに今までの耐震性が悪いとかではなくて、今度、堅牢なもので、要するに躯体としては長持ちするものをつくっていきましよう。そうすると、長持ちするものを例えば用途が変われば内装も一部をいじるとか、あるいは設備が悪くなれば改修をするということで、躯体を長持ちさせることでトータルとしてのコストダウンを今後、図っていきたいということを申し上げている表なんです。

今までの考えでいくと、実際にはRC鉄筋コンクリートの建物というのは、実際に意外とあれは新しいんですね。それで、50年ぐらいの耐用年数を証明しているのが今、ようやく出てきているぐらいなものですから、実際に100年もったRCのものがあるかということ、現行基準のものではありませんので……。

小村コーディネーター であれば、逆にそこが一つの疑問なんです。もし、実績としてないのであれば、要するにRCの耐用年数がまだそんなに新しいものですから、実績としてとれないわけですよ。なぜ、この投資を先行してやると、実耐用年数が延びるのかという部分はどういうふうに確認をして、今までよりも先行投資をするかを選ぶかということなんです。

施設課 これは現在の基準というのが当然、国土交通省さんが音頭を取っていらっしゃるんですけれども、コンクリート強度についても例えば今の単位だとちょっと違うんですけれども、かつて180キロに耐えたものが今は210とか240とか、コンクリートの強度も品質が上がって上がってきているんですね。強度を上げて品質のいいコンクリートを打設できるようになったというのが現状、把握できていますので、そういうものでいくと長寿命化ができる、これが建築学会の方でもデータが報告されていますので、そういうことを我々は参考として研究させていただいて学会の示されているもの、かつて学会は40年、50年とか、減価償却もたしか50年程度でやられているんじゃないかと思えますけれども、それに対して、今後、新しくつくっていく、これからつくっていくものには、そういうような品質のいい材料を使うことによって長寿命化ができるだろうと、こういうことを我々も知識として得ていますのと、学会からの情報も得ていると、そういうことで、今後、目指すものはより寿命が長くなっていくということは……。

小村コーディネーター 新しい技術を入れて長寿命化をしていくということではなくて、もとの既存の今の修繕ラインよりもより前倒しで、あるいは高い額の改善をしていった方が、最終的に単位年当たりの最初に新築した経費と改良経費の合計が安くなるんだという前提ですよ。ですから、前倒し投資の部分について先にお金が出る方が出るわけですよ、このライフサイクルコストの絵を見ると。

だけれども、一番最後までこの長寿命化というのは本当に起きますかというのが万一、起きなかったときには投資損なわけですから、そこについてきちんとエビデンスというか、皆さんとしてのお考えを持っておられるんですかということなんです。そうしないと今までの

線よりも、既存の線よりも上に出ているということは、そこについて投資をしていくということですね。先に投資をしていく方が最終的には長寿命化が起こるのですと。そのまま放っておくと、当然、壊れてしまうんですよということなわけですね。そのこのところをどうふうにお考えになっているのか。

それをきちんとやって、極端に言えば、いつから新築とプラス改良費を足したものの各年のお金が出るんですか、あるいはトータルとして絶対にこれは将来、下げるんだということはどうやって担保するんですかというのがセットじゃないと、その額はよくわかりませんが、来年、再来年については改良投資だけするんですよという話になりかねないわけじゃないですか。そこをだから、もともと、どうお考え、その後、自分たちの収支管理としてどういうふうにやっていくというのがないと、この絵だけで是認するというのは、先行前倒し投資だけはオーケーですという話にしかならないわけですから、そこを非常に懸念して皆さんはお聞きになっているわけですね。例えば建物ごとのこの後の新築の計画とか、改良の計画をこの上限額でやっていこうとかいう実施計画のような上限額っておありですか。例えばそれをこの計画線に変えた段階で、最終的全体の値段、総合的な値段は安くするんだという行動計画をお持ちですかね。

すみません、大分、高橋さんの質問に継いでしまった。

太田評価者 多分、イメージとしては二千何年にここを建て替えますと、そのときに幾らかかります。二千何年にはこの刑務所を建て替えますというのが多分、相当長い間、今のは50年、100年の話をしていますから、100年ぐらい見積もりがあったとして、それぞれは例えば50年しかもたないのが、今度の修繕をすることで70年もつようになるすると、今後、100年かかるはずだった費用が同じものがサービスを維持しながら幾ら安くなりますと。

その現在の価値を考えたときに、現在の価値で言うと節約できる部分が例えば100億円ありますと。それを80億で達成するので20億円分、国民負担が減りますという、そういう試算があれば、後はその試算があれば、その試算の前提が正しいかどうかということのチェックになるわけですが、資産がなくて、とりあえず、これは寿命が延びますから入れますという、つかみで見込みで、腰だめの数字でやっているのではないかという疑念が出てくるわけですね。そうではないと、これはきちんと試算がありますよということが出てくれば、話は今度はその前提がどうですかという話になるんですけれども、やっていませんという話になると、勘でこれはやった方がいいと私は信じますという話になるんですよ。

小村コーディネーター すみません、そうしたらシートの方をそろそろ提出いただければと思います。

ほかに御意見とかはございますか。伊藤さん。

伊藤評価者 論点整理シートのPFIが今、2庁あって、その後、行っていないということなんですが、それはどうして引き続き行われていないんでしょうか、2庁以外に。

施設課 それは先ほど御説明がありましたように、まず、一つは運用の関係が特区がなくなりましたので、運営に関してのPFIが今、法律の上でないという理解でいいんですか、運営の関係は。

矯正局 公権力の行使に関わるような部分まで委託できるPFI方式というのはなくなっております。ただ、それとは別に公共サービス改革法という法で移っておりますので、PFIと

仕組みが若干違いまして、委託期間が最高でもそんな30年とかは無理で、10年だとか、そういう違いはあるんですけども、別の観点の委託はできるんですが、PFIではできなくなっているということです。

小村コーディネーター 特区は構造改革特区でされたんですか。

矯正局 そうです。

小村コーディネーター であれば評価をされて、最終的にそれらをどういうふうに今度、展開していくかという結論は出ていますよね。そちらはどういうふうに。

矯正局 それで、公共サービス改革法の方に移ったということです。

小村コーディネーター そういうことですね。ということは、その部分については非権力行為の部分につける民間委託については、広がっていく方向でやっていくという方向になっていると、できるということなんですね。

矯正局 現実に既に2,000ポスト近い民間委託が今、行われているということで、相当程度、広がっているというふうに考えています。

小村コーディネーター 皆さん方がやっていたらしゃる業務のうち、民間委託していくもの、それを全体でPFIという言い方を呼ぶのか、呼ばないのかという部分はあるかもしれませんが、民間委託総量は各年、逆に言いますと、伊藤さんの今の御質問でいけば増えているという理解でいいんですか。

矯正局 今、ちょうど高止まりをしているという状況でしょうか。実は公共サービス改革法に移ってからまだそんなに年月が経ってありませんで、来年8月を目途にさらに広げるかどうかを検討するというので、今、動いている最中でございます。

小村コーディネーター 中村さん。

中村評価者 31ページのところの点検結果のところ、法務本省で契約している案件というのと、地方で契約している案件というのが出てくるんですけども、これの区別について教えていただけますでしょうか。

施設課 施設につきましては、私も本省で契約する案件と、それから、現地契約ということで各施設の施設長さん、施設の方で契約する案件、これを地方で契約するものというふうには、ここで表現させていただいているところでございます。

中村評価者 その基準というか、違ってくる基準というのはどういうことでしょうか。

施設課 大規模のものとか金額の大きい、例えばWTOですとか、そういうものについては本省の方で契約するように今はしております。小規模なものですとか、地方でも対応できそうなものを地方で契約しているという、そういう状況でございます。

小村コーディネーター それは発注額の基準があるということですかね。

施設課 そうです。

小村コーディネーター 今のWTOというのは政府調達契約というのを一定基準以上のものについては、国際調達に付すということをしなければいけなくなっていますので。

施設課 手続もそれなりにありますので。

小村コーディネーター 例えばそういう基準でということですか。わかりました。

そうしましたら時間も幾らか超過しております。三つ目の事業、「矯正収容施設の整備充実」について集計結果を私の方から発表させていただきます。全体で6名の委員の方は変わりません。廃止の方はゼロ、抜本的改善の方が2、一部改善の方が4、現状のままという方

がゼロということであります。繰り返します。廃止の方がゼロ，抜本的改善が2，一部改善が4，現状のままという方がゼロという結果であります。これを踏まえて官房長の方から取りまとめていただきます。

官房長 ただいまコーディネーターから御発表いただきましたとおり，本事業についての御評価は一部改善の御意見が多数を占めましたので，本事業については一部改善とさせていただきます。頂戴したコメントにつきましては，例えば費用削減のための検討試算がなされていないようであると，また，費用削減のための見える化といいますか，わかりやすく，その辺の検討結果について内部的な蓄積がなされていないと，また，仕事のやり方その他についても旧来のやり方に拘泥しているように見えるといったような御指摘を頂戴いたしました。私どもとしましては，この評価結果も踏まえまして，政務三役の指導を受けつつ，事業の見直しを進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

小村コーディネーター ありがとうございました。

幾らか将来の計画にもちょっと及びましたし，あと，運営の方のお話にも立ち入りましたけれども，全般的に御検討いただいて，よりよいものとしていただければと思います。

これで予定しておりました三つの事業については全て終了いたしました。ここから先の部分については法務省の事務方にマイクをお戻ししたいと思います。

どうもお疲れさまでした。

会計課長 それでは，本日はこれで閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

—了—